

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	刃田 哲雄	病 院 事 業 者 管 理 課 長	吉 田 象二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 改 革 推 進 課 長	加瀬 正彦
総 務 課 長	堀 江 通洋	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝治
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	監 査 委 員 長 事 務 局	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長 事 務 局	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

1市3町が合併して10年になろうとしております。この間かつて経験をしたことがなかった東日本大震災に見舞われました。あすで4年目を迎えます。改めまして被災した皆さんと犠牲になられた方々にお見舞いと哀悼の意を表します。もう一度合併時を見詰め直し、市民の皆さんが合併してよかったと思えるまちづくりをしていく大きな節目であると思います。

早速通告に従って質問をいたします。

消費者教育推進法について伺います。平成23年4月に旭市消費者生活センターを設置しております。よくどこへ相談したらいいのか尋ねられます。旭市の消費生活センター設置の経緯と取り組みについてと、相談件数と年齢層についてお聞きいたします。

二つ目、学校における消費者教育について伺います。若者を狙うマルチ商法や消費者金融

の名義貸し等、さまざまな悪徳商法がばっこする一方、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、中高生や小学生の被害例も増えております。若年層の被害が増加する原因は高齢層と同様、契約観念が希薄で消費行動に関する判断力が未熟な消費弱者ゆえ、悪徳業者の標的になりやすい特質にあると言われます。したがって、若いうちから学校教育を通じて正しい行動規範を身に付けることが望ましいと言われております。

1点目に、旭市の小・中学校ではどのような取り組みをされていますか、伺います。

大きな2点目について、市民に対する健康対策について伺います。

胃がん対策についてお尋ねいたします。毎年およそ5万人の方が胃がんで亡くなっており、検診による早期発見や医療の進歩により、胃がんの発生率や死亡率は減少を続けておりますが、高齢者人口の増加に伴って、胃がんの死亡者数はむしろ増えてきているので、団塊の世代が胃がん発生のピークを迎える2020年過ぎには、胃がん患者死亡者数は7万人に達する可能性が高いと言われております。

そこで、1点目に胃がん対策について、旭市は現在どのようなことを行っているのか伺います。

2点目に、1993年にピロリ菌が発見され、胃がん発生にはピロリ菌感染が関与していることが明らかになり、我が国では胃がん発生予防を目的としたピロリ菌感染症胃炎に対する除菌療法も2013年2月から世界で初めて保険適用となり、胃がんを取り巻く現状は大きな転換期を迎えていると言えます。最近まで、ピロリ菌除菌によって胃がん予防ができるかどうかは世界中のがん研究者にとって大きな興味の対象でしたが、我が国から大規模臨床試験によりピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになり、平成23年12月に参議院厚生委員会の審議で政府がピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、今後、検査、除菌の方法を検討するなどの答弁がなされました。

我が国では胃がんの治療費として、1年間で約3,000億円が出資されておりますが、何の対策もせずに10年も放置すると、胃がんの治療費は5,000億円を超える可能性が大きいと考えられています。胃がんを撲滅するために、胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを市民に理解してもらうよう努めることも必要です。

一方、旭市を含め、多くの市町村では対策型検診である胃エックス線検査を実施しており、長年受診率の低迷を課題に掲げながら、胃がんの早期発見と早期治療に努めてきたと考えております。

このような中で2012年がん対策推進基本計画にピロリ菌除菌が追加されたことから、胃が

んリスク検診などの新たな予防対策を模索していかなければならないと考えておりますが、ピロリ菌除菌を胃がんの予防対策として考えた場合、金額は幾らかかるか伺います。

大きな3点目に、防災行政について3点ほど伺います。

1点目に国が作成したガイドライン等の具体化についてですが、最近30年に一度の気象現象が常態化しており、予想をはるかに超える痛ましい災害が日本各地で生起しております。昨年8月に局地的豪雨により多数の犠牲者を出した広島市の土砂災害は、避難勧告のあり方、都市部の土砂災害対策等の必要性をさらにクローズアップさせました。国におきましては、一昨年の災害対策基本法の改正、伊豆大島の土砂災害の教訓から地区災害計画ガイドライン、避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、男女共同参画の視点から防災・復興取組指針等を対策として出しておりますが、旭市における具体化したマニュアル等の作成について作成してあるか、お尋ねいたします。

2点目に相互応援協定の締結状況についてですが、大規模な災害が発生した場合、旭市単独では対策が困難なことは各地の災害からも明らかです。国の平成25年の災害対策基本法の改定において、民間事業者との協力に関する協定締結等を市町村に努力義務として制度化しております。4年前の東日本大震の時は、土木建設業界と事前に協定を結んでいたことで迅速な対応がなされました。しかし、大規模災害等に水や食料、衣類などの支援物資を被災者に円滑に届けるためのマニュアルが全国の自治体の9割で作成しておらず、また災害発生時に他の地方公共団体から人員、ノウハウの提供を受ける協定を締結している自治体は76.1%ですが、自治体が物流の業界団体43.5%、物流業界27.4%と協定を締結しております。災害発生時に職員自ら支援物資のオペレーションを行わなければならない状況となっております。そこで、旭市における他市町村との相互応援協定及び民間事業等の協定締結の現状と考え方について伺います。

3点目に、災害対応部署の強化について伺います。現在の対応部署はどこが中心になるか、伺います。

以上で一般質問の第1回目を終わります。なお、再質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、伊藤議員の一般質問の中の最初の消費者教育推進法につきまして、消費生活センターの設置の経過と取り組み、さらには同センターの相談件数あるいは年齢層についてというご質問につきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように消費生活センター、青年の家の1階、商工観光課の事務所の中に設置をしてございます。このセンターにつきましては、平成20年の国の消費者庁設置に当たりまして、併せて成立しました法律があります。消費者安全法、これによりまして市町村は消費者安全の確保に関しまして、一つとしましては事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること、二つ目としまして、消費者の安全確保のために必要な情報を収集し、さらには住民に対して提供する、これらがこの法律で定められたものでございます。

これにつきまして、市町村においては消費生活センターの設置が努力義務、そういうようなことでなされたところでございます。

旭市におきましては、当時週2日、2回の相談窓口を設置しまして、啓発講座の開催、あるいは市民への情報提供を行っておりました。この国の消費者行政強化を受けまして、市民が消費者被害に遭った時、あるいはいつでも専門的見地に基づく相談、救済を受けられるような窓口、これを整備しようというようなことで、平成23年4月、震災の翌月、ここから消費生活センターを設置して現在に至っております。

議員のほうから現在の相談件数というご質問をいただきました。この平成25年度の件数で申し上げますと433件の相談があったところでございます。相談者の年齢別件数、これにつきましては60歳以上、これが最も多く159件、全体の37%を占めております。また未成年を含みます20歳までの件数、これが42件で、全体の約1割でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校における消費者教育の取り組みについてのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

学習指導要領、これは国が定めたものでございますけれども、小学校では5年生の家庭科で、中学校では2年生の家庭科と3年生の社会科、これは公民分野になりますが、そこで学習しております。

まず、小学校の家庭科では、「じょうずに使おう 物やお金」という学習で、家庭で扱う金銭は家族が働いて得られた限りあるものであることに気づかせた上で、衣食住などの生活で使う身近なものを取り上げ、これから買うものは自分の生活に必要なものか、買ったものが有効に活用されているかなどについて考えさせます。その上で、買い物をする時は、あらかじめ商品についての情報を集めたり、買う店を選んだりして計画的に使うことや、買う際には値段や品質、分量などをよく確かめることが大切であることを学習します。また、プリ

ペイド型の電子マネーや商品券などの現金以外の支払い方法についても取り上げることとしています。

次に、中学校の家庭科では、小学校での学習を踏まえ、「わたしたちの消費生活」という学習で、買い物を販売者との売買契約という視点から捉え直し、消費者にも販売者にも責任が伴うことを理解させます。また、通信販売を含めた販売方法や、クレジットカードなどによる支払い方法、商品に表示された安全や品質、環境に関するマークについても学習します。さらに、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を理念とした消費者基本法について理解するとともに、キャッチセールスやマルチ商法などの悪質商法を取り上げ、消費者トラブルを解決するための相談機関やクーリングオフ制度等について学習することとなっております。

また、中学校の社会科では、わたしたちの消費生活という学習で、消費者の権利の尊重やその自立の支援のために、国や地方公共団体は消費者政策を推進する役割を担っていることについて学びます。さらに、身近な事例や調査、シミュレーションなどのさまざまな学習活動を通して経済に対する関心を高め、クレジットカードやローンによる自己破産、消費者問題と行政の対応等について学習することとなっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、2番目の市民に対する健康対策について二つ質問がございます。（1）胃がん対策についてと（2）のピロリ菌除菌についてお答えを申し上げます。

初めに、（1）の胃がん対策についてお答えいたします。旭市におきましては、胃がんの早期発見と早期治療に結び付けるために国の指針に基づきまして、胃がん検診を実施しているところでございます。この検診ですが、今までの治療歴や過去の検診の受診状況等を聴取いたします問診と胃がんの疑いのある方を効率的に選別するための胃のエックス線検査を実施しているところでございます。平成25年度の胃がん検診の結果でございます。対象者は2万3,723人で受診者は4,390人の18.5%の受診率でございました。このうち胃がん発見者数ですが、4人となっております。また、胃がんにつきましては、早期発見早期治療によりまして、そのほとんどが完治いたしますので、節目年齢の対象者の方への個別の勧奨通知やがん検診のご案内を区長を通じまして各世帯に配布いたしまして、受診率の向上に努めているところでございます。

なお、胃がんにつきましては、ご承知のとおり、生活習慣と密接にかかわっていることか

ら、減塩を含む食生活の改善、禁煙、運動をバランスよく実施することが重要であります。現在、この対策といたしましては、健康教室の開催や検診会場等での知識の普及に努めているところでございます。

続きまして、ピロリ菌除菌の費用についてのご質問でありますので、ご回答いたします。

ピロリ菌につきましては、人の胃の粘膜に生息いたしますらせん状をした細菌でございます。全国で約6,000万人が感染していると言われております。感染いたしますと胃の粘膜を荒らし、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、慢性胃炎等を引き起こすことがございます。これらの疾患に加えまして、生活習慣病であります高血糖、喫煙、塩分のとり過ぎ等が重なりますと、胃がんを引き起こす危険性を高めるということが言われております。ピロリ菌の除菌につきましては胃潰瘍と十二指腸潰瘍のほか、平成25年2月には慢性胃炎が追加されまして、健康保険が適用されることとなっております。

ご質問の除菌の費用でございますけれども、医療機関あるいは検査方法で異なりますけれども、胃カメラ、血液検査、除菌治療、これは内服治療であります、を実施いたしまして、健康保険を適用いたしますと3割の自己負担となりますので、約1万5,000円くらいと思われるものであります。

以上であります。

○総務課長（堀江通洋） 防災行政について3点ほどご質問がございますので、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、職員向けのマニュアルはできているのかというご質問に対して、市では地域防災計画に基づき、職員の初動対応、職員の災害対応マニュアルを作成しております。地震、津波及び大雨、洪水、暴風、高潮等の風水害時における職員の配備体制を定めております。このマニュアルに基づき、災害時は対応しております。

次に、2点目ですが、行政間での取り組みの状況はということで、どこの市町村と協定を締結しているのかというご質問ですが、災害協定の締結先ですが、まず一つは千葉県と県内全市町村との間で災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでおります。また、個々の自治体の災害協定としましては、姉妹都市であります長野県茅野市と茨城県鉾田市、旧旭町との間で災害時の相互応援協定を締結しております。

三つ目として災害対策部署の強化についての中で、災害時の災害対策本部の中で、土木、医療等に精通しているメンバーは入っているのかというご質問ですが、災害対策本部は市長を本部長として、副市長を副本部長とし、本部員として教育長、病院事業管理者、消防長、

消防団長と各職員で構成している総務部、土木部などを立ち上げて、各部門分野の職員により構成されております。市の組織全体で対応する体制を整えておりますので、災害時の災害対策本部の中には、建設課、都市整備課、下水道課及び中央病院が入っておりますので、土木、医療についても精通しているメンバーが入っていると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。

消費者センターの現在の主な業務についてですが、伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 消費生活センターの主な業務ということでございます。

消費者安全法というようなことで先ほどご説明いたしました。この中で三つが主な業務ということで国から指示されております。一つは消費生活相談の実施に関すること、二つ目としましては、消費生活相談の情報を国へ集約すること、三つ目としましては啓発事業の実施、これらでございます。

今の一番目の相談業務、これにつきましては、事業者と消費者の間に起きたトラブル、これを消費者を支援する立場で相談員は対応しております。多重債務相談、これもセンターの大きな業務でございます。

二つ目の国への集約でありますけれども、受け付けしました相談情報、これは単に相談を聞いた、あるいは解決したというだけじゃなくて、事業者名、あるいは勧誘の手口、これを全国の消費生活センターと国を結ぶオンラインシステム、これがございます。これを使いまして情報を国へ一元化しまして、国ではこの情報を集約しまして事業者の行政処分、あるいは法律の改正、さらには各センターへこういう事例がありましたという、そういうことを流します。そういうようなことで、被害防止のための注意情報等に活用される。

さらには三つ目としまして啓発であります。各種講座やいろんな広報あさひへの掲載、あるいは近年やっておりますセンターだより、こういうものを使いまして、この消費生活センターの主な業務につきまして啓発に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今いろいろな相談者のことが言われておりますけれども、この相談者に対して、いわゆる代わりに会社とか業者に対してのそういった相談事をするという形で捉えてよろしいのでしょうか。

それとあと警察とか裁判の面もあると思いますけれども、そうした対応までしてくれるという形でよろしいのかどうか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうからありましたように、その対応でございます。

単に先ほど言いましたように相談を受けるだけでなく、あっせんという形で業者へ直接相談員が電話をして、ちょっとおかしいんじゃないですかということもいたします。どうしても相談に来る方は弱い方が多いということです。あるいは、悪質なものを買ってしまったという、それはクーリングオフというそういう書面を、これを出すことによってというところで、その書面の書き方も含めて指導したり、そこまでやっております。

さらには、私も聞いてすごいなと思ったんですが、どうしても相談員では解決できない案件があるんです。弁護士先生が入らないといけないのが。そこは弁護士先生と相談員が結び付きを付けまして、弁護士会との連携の中で、初回については無料という、そういう制度もございます。

そういうようなことで、弱い方が、法律に無知な方がむしろ法律で救われるような、そういうことの運動も行っております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それを聞いて市民も安心すると思うんですよ。ただ、残念なことは、そういったものをやっておりますよというのが周知徹底されていないというのが多いんですね。ですから、それをぜひ、そういったこともやっておるということをぜひ周知徹底をしていただきたいなと、このように思います。

いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから言われましたように、幾らいいことをやっても、市民の方が知らないというのが一番困るわけでありまして。そういうようなことで、今やっております広報への毎月15日ですか、必ずほっと通信の所で、いろんな被害の手口等

につきましての紙面を借りてPRしたり、市民の方に教えるという、それと近年は先ほど言いました消費生活センターだよりというような形で、細かくいろんな被害に遭わないようなそういう対策を講じております。そういうようなことで、さらなる、先ほど言いました啓蒙、宣伝には努めていきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 2点目に入ります。ぜひよろしくその辺のところはしっかりと周知徹底をお願いします。

2点目ですけれども、この社会科や小・中学校の教育のこの年間の授業時間というのはどのくらいあるんでしょうか。伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校で行われております消費者教育の授業時数につきましては、学校によりまして授業の実施時期ですとか指導時数には若干の違いがございますけれども、小学校5年生の家庭科では4時間、中学校の家庭科では中学校の2年生で5時間、そして中学校の社会科の公民分野では中学校3年生で4時間を標準として指導しているところでございます。なお、消費者教育につきましては、このほかにも総合的な学習の時間をはじめ、他の教科、領域等においても、関連した内容があれば子どもたちの発達の段階に応じまして適宜指導しているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） よく携帯電話とかあるいはインターネットなどを使って、今スマホが主流になってきておりますけれども、よく大人でもクリックしちゃうものがあるんで、それからずっといわゆる請求が来たりというのがあるんですね。ですからその辺のところをしっかりと教えていただかないと、ちょっと授業といってもいろんな場面があると思うんですけれども、そういった身近なことをぜひよくやっていただきたいなと、このように思うんですけれども。

次に、児童の保護者、あるいは未成年からの相談というのは何件くらいあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、児童からの相談というようなことでご質問いただきましたけれども、うちのほうで、消費生活センター、直接小・中学生が来ることはありませんで、ほとんどない、親が家の息子なり娘がとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが孫がということで、そういうようなことでお答えをさせていただきます。

25年度の未成年者のトラブル、これに関する相談、11件承っております。その中で多いのは、インターネット等の通信サービスに関する相談、これが議員言われましたように8件、主なトラブルの内容としましては、子どもが親のクレジットカードでスマートフォンのオンラインゲームを利用して高額請求を受けたとか、あるいは子どもが誤ってアダルトサイトに登録して料金の請求を受けた、あるいはインターネットの通販での商品を注文し、代金を支払ったけれども商品が届いていないとか、そういうような事例があります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、消費者教育について。これは全般に対してですけれども、今いろんなことをやっていると言いましたけれども、いわゆる消費者教育についてはどのようにお考えでありますか。それを聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） これは申し訳ありません。センターできょう、実は朝、うちの職員とも議論しておりましたけれども、消費者教育、だまされない消費者になること、これを教えるというのはよく言われるんですが、ただその背景をいろいろ考えてみた中に、どうも悪質業者は困っている人、これをターゲットとして、絶好のターゲットと思っているわけですね。世の中そういうようなことで、困っている人にさらに追い打ちをかけるような、あるいは若者が高齢者を狙うとか、若者が高齢者を助けてあげればいいんですけども、逆に狙っちゃうんですね。そういうようなことで、ぜひそういう人間にならないような、そういうようなことをぜひ教育の中で教えないと大変なことになっていくんだと、困っている人がさらにという、そういうことが今世の中にはびこっているのかなと、そんなことを、きょう、ちょっと朝話しておりましたので、それをちょっと回答とさせていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次の質問に移りますけれども、その前に、消費者教育推進法というのが、計画があります。これは努力義務となっておりますので、ぜひそういった協議会とか、

そういったものを立ち上げて、市民からの直接の声を聞いていただいて、そしてまた市民に教育をしていくということが大事じゃないかなと、このように思いますので、ぜひその辺のところはやっていただきたいなとこのように思います。

次に、実際に胃がんで再検査をした人数というのは4人と言われておりましたけれども、この先ほど2万人の中で受けた方が4,300人余りですか、言っておりましたけれども、この低さの部分というのは何が原因か考えられますでしょうか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 先ほど検診の率についてお話をさせていただきました。

毎年胃がん検診は厚生省の指針に基づきまして実施しておりますけれども、やはりそういった数値になってまいります。国は50%を目指すという大きな目標を立てておりますけれども、管内、銚子市あるいは匝瑳市と比べましても、旭市の場合は非常に高い、一番高い受診率となっております。

なかなかなぜ、この低さというのは旭市に限らず全ての自治体で懸案事項かと思っておりますけれども、なるべく受けていただくような手法で現在取り組ませていただいております。取りあえずは今年度につきましては、もう受け付け、第一次は終了いたしましたけれども、インターネット、いわゆる携帯電話からも申し込みしていただけるような形で、いきなり300人程度の申し込みを受けたところであります。そういった意味ではこの受診対策、引き続き職員の反省を交えながら、進めていきたいなと思っております。

最近始めたのは、防災無線での啓発も進めておりますし、区長を通じてさまざまな啓発資料も配布させていただいておりますので、引き続き受診率の向上につきましては努力をさせていただきたいなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 私も人間ドック、年1回入りますけれども、その時にピロリ菌の除菌をしたほうがいいんじゃないかとよく先生から言われますけれども、この検診の時にこういう方法もありますよと、ピロリ菌除菌についてこういうことがあるということで、この周知は徹底しているのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 議員ご指摘のとおり、ピロリ菌につきましては、最近さまざま

な研究がされておりまして、ご指摘のとおり、胃がんととの関係が徐々に明らかになってきたという状況がございます。そんな中で、やはり自治体におきましては、国の指針に基づきまして胃がん検診につきましては実施をしなければならないという基本路線がございますので、どうしてもピロリ菌につきましては、まだその指針の中に入ってきていないのが実情でありまして、ただ、議員ご指摘のがんの国・県の計画の中には検討していくと、こういう文言が入っておりますので、これから徐々にその辺が示されてくるのかなというふうに考えております。今のところ、指針の中に入っておらないということで、ご理解をいただきたいと思います。胃のエックス線検査、いわゆるバリウム等の検査が主体になってくると思います。

(発言する人あり)

○健康管理課長（野口國男）　ピロリ菌につきましては、厚生労働省のホームページにもきちんとその議員が今ご指摘のあったその胃がんととの関係、この辺も載っております。先ほどご質問ありましたその25年の2月には、慢性胃炎、これも保険適用になっておりますので、ピロリ菌そのものについてはかなり周知はされていると思いますけれども、その対策について、これもこれから研究課題にさせていただきたいなというふうに思いますし、職員に技術者がおりますので、十分これから研究していきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎）　伊藤保議員。

○10番（伊藤　保）　ぜひ周知をしていただきたいと思います。せっかく検診で来ているわけですから、その辺のところもお願いしたいと思います。

続いて2点目に入ります。

先ほど4項目が保険適用になっているというふうに言われましたけれども、この保険適用外というのはあるのでしょうか。伺います。

○議長（景山岩三郎）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それでは、保険適用外ということであります。少しご説明をさせていただきます。

ピロリ菌の除菌の保険適用でございますけれども、厚生労働省から通達がありまして、保健医療機関等に周知をされているところであります。先ほど、今のご質問でもありましたけれども、胃潰瘍、それと十二指腸潰瘍、慢性胃炎等の五つの疾患がこの保険適用の対象ということで通知がされております。そして、これらの疾患の患者としてやはり医師が診断しなければならないという基本条件がございます。したがって、症状がなく、除菌のみの治

療につきましては健康保険の対象から除かれることになりまして、仮に希望してできたとい
たしましても、全額自己負担となるものと考えます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そういった場合に全額保険適用でない場合に、かなりの金額が出ると
思うんですよ。そうするとこの除菌についての考え方もきっと変わってくるのではないかな
というふうに思うんですね。ですので、この場合に限って助成というのはできないのかどう
か、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 除菌についての助成措置ということであります。先ほどからご
質問にもありますように、この胃がんとの関係、これが徐々に明らかになってきているとい
うことで、まだまだ確定といいますか、それと結び付けるような本筋のものはまだできてお
らないということで、国のほうも研究を重ねているところだと聞いております。そういった
意味では胃がんの予防に対する有効性につきましては、現在も研究が進められているところ
でありますけれども、国におきましては明確な対策が示されていないというのが現状であり
ますので、また全国の自治体におけるピロリ菌の除菌の費用助成におきましても、その事例
がほとんどございません。また、現時点ではピロリ菌の感染者で胃がんになる確率、これも
1%以下ということで、非常にきわめて少ない状況でありますので、やはり現在は今のとこ
ろ個人の判断によりましてピロリ菌の除菌を行うことが望ましいと、このように考える次第
であります。

したがいまして、胃がん検診につきましては、国の指針に基づきまして胃のエックス線検
査等を引き続き実施をしてまいりたいと思います。また、ピロリ菌のご指摘の除菌についま
しては、将来的に国が新たな方針等が示されると思いますので、それに沿った対応をしてま
いりたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 分かりました。ぜひこれ、助成のほうも、保険適用外の部分、それも
考えていただきながら、ピロリ菌除菌による胃がん対策について、ぜひ関係者と協議をして
いただいて、大々的に胃がん撲滅キャンペーンなどを行う、また胃がんを撲滅するために具
体的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思うんですけれども、その辺のところはど
のように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） ご指摘いただきました。現在胃がん検診につきましては、ちば予防財団に委託いたしまして、旭市におきましても集団検診で実施しているところであります。なお、県内の自治体におきましても同じなわけですが、このピロリ菌対策につきましては、まだまだ対策を実施しているのは今のところ1市町村ということで、非常に少ない状況の中、予防財団におきましては三つの自治体でモデル事業といたしまして、このピロリ菌検査の除菌ではなくて検査を、モデル事業として検査事業を実施したという経緯がございますので、そういった先進の市町村等の状況、あるいは財団との協議の中で、将来的にそういったものが取り入れることができるかどうか、また技術陣がございますので、研究をさせていただければと思います。

（発言する人あり）

○健康管理課長（野口國男） すみません。キャンペーンにつきましてはやはり国、県の方針に沿いまして、旭市におきましてもそれに沿った形で支援をやっていききたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 分かりました。ぜひこれ、撲滅キャンペーンとか、大々的にやっていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、大きな3点目、防災行政についてでございますけれども、マニュアルの内容について簡単に伺いたいと思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、職員災害対応マニュアルの内容についてご回答いたします。

まず、災害の種別により職員の配備体制が異なりますので、別々に説明いたします。

まず、地震の場合ですが、震度4の地震発生時には総務課と各支所の住民室防災担当及び建設課、農水産課、都市整備課、水道課、下水道課、公共施設管轄の各管理職が緊急登庁します。震度5強以上の場合は非常配備となり、全職員が緊急登庁となります。

津波の場合ですが、津波注意報が発表された場合は、総務課と飯岡支所の住民室防災担当は緊急登庁し、その他の職員は自宅待機になります。また、津波警報、大津波警報が発表された場合は、全職員が緊急登庁することになります。

次に、大雨等の風水害の場合ですが、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報の場合は、職員は自宅待機になります。大雨、洪水、高潮、暴風等の警報が発表された場合は、総務課と各支所の住民室防災担当及び建設課、農水産課、都市整備課、水道課、下水道課、公共施設管轄の各管理職が緊急登庁します。暴風警報のみの場合には、総務課地域安全班と各支所の住民室防災担当が緊急登庁し、対応します。

そのほか、台風による警報が発表された時には、避難所の開設場所やその担当課、配備人数の報告や被害状況の確認及び報告等についてマニュアルでは定めております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今、ざっと内容を簡単にお聞きしましたがけれども、この担当する部署の中心というのは総務課でよろしいのでしょうか。大体災害になると消防が中心になってくるのかなというふうには考えていたんですけども、その辺のところははっきりとお答えいただきたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、災害によっては強弱がございます。その中で警戒態勢の場合には、地震でいったら震度4以下とか、そういう注意報とか、そういう時には総務課が主体となって各担当部署にお願いをして配置します。しかし、地震であれば震度5強以上、それから津波警報とか、そういう災害の起こる状況になりますと、市長を本部長として災害対策本部というのが設置されますので、そこで指示、命令はいたします。若干の地震とか大雨注意報とか、そういう時には総務課が主体となっております。

あくまでも消防については、要請をお願いしたりは総務課からしたりしますので、まず旭市の災害対策については総務課が主体となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 何年か前に防災についてやはり聞いた時に、災害対策本部をこの庁舎が耐震がないということで、その時はどこになるんですかといった時には、消防署という話が出たんですけども、海上の庁舎ということが言われておりますけれども、その辺のところははっきりとお願いしたいなというふうに思いますけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ちょっと答弁に苦しみます。

あくまでも災害対策本部というのは安全な場所ではなくてはなりません。しかし今の現状では、この庁舎の中に設置するということで進んでおります。大きな災害、そういうものが発生した場合には消防署、それから海上支所とか、耐震が十分である所に移動する場合もあるかと思いますが、現在のところはこの本庁舎で対応するというでいっています。以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 前回の東日本大震災では、この本庁舎が中心だったわけですが、けれども、今ちょっとあやふやな部分で、なるべくだったらここにという形だったんですけども、ここが駄目になった時には消防署か海上という形なんですけれども、これをはっきりしないと、これ、対策本部にはならないと思うんですよ。その場その場で決めていたんではね。ですから、その辺のところははっきりと決めていただきたいなというふうに思います。その辺のところはいかがでしょうか。

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） もう終わりか。すみません、よろしくお願いします。

次に、2点目に入りますけれども、この東日本大震災の時に業者間で土木関係の方々が一生懸命やってくれました。わずか次の日からはもう既に動いておりまして、復旧が相当進んでいたわけですが、この先ほどの話では、行政間ではいろんなことをやっているというんですが、簡単にどういう内容なのか、お答えできればお願いしたいんですけども。行政間との内容です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定ということで、応援の種類として、一つとして食糧、飲料水及び生活物資及びその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、そういうことで10点ほど書かれております。

（発言する人あり）

○総務課長（堀江通洋） じゃもう一度、すみません。簡単にまとめますと、具体的な応援の

種類及び内容については、一つとして食糧、飲料水及び生活物資並びにその供給に必要な資機材の提供。二つ目として、被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供。三つ目として、援護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供。四つ目として、消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣。五つ目として、被災者を一時収容するための施設の提供、こういうことが主な協定の内容でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それと、もう一つ聞きたいのは、業者間で締結を結んでおりますけれども、その業者間の締結の内容というのはお答えできますか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 業者間の協定の内容ですが、まず、運輸業では1団体と、千葉県トラック協会海匝支部と災害時における救援物資等の輸送協力について協定を結んでおります。建設業としては1団体、今回の3.11の災害でも非常に協力してくれました旭市建設業災害対策協力会と災害時における応急工事等に関する業務について協定を結んでおります。小売業では5社ございまして、災害時における食料品や飲料水、日用生活品等の物資の供給について協定を結んでおります。また、燃料の供給に関しては、3社と協定を締結しております。そのほか、先ほども申しましたが、官公庁等いろいろ合わせまして、全部で31団体と災害協定を締結しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、これは今この沖とそれから東京直下、また千葉県の利根川沿いが非常にひずみが東日本以降、以前よりもたまっていると、このように言われております。近くまた大きな災害があるのではないかと懸念されているわけですがけれども、その辺のことも考えると、やはり災害対応の専門部署というのはあればスムーズに動けると思うんですが、そこに土木、医療、災害の時の専門家というのも必要ではないのかなというふうに考えるわけですがけれども、その辺のところはどのように考えておりますか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 災害部署の設置のことなんですが、我々職員、今総務課の地域安全

班、いろいろ研究したり、災害に対するノウハウを勉強したりして、一生懸命やっております。こういうご時世、職員の削減等いろいろ言われている中で、災害に対しての部署を特設するというのは、今のところ、そういう余裕がないのかなとは思っております。あとは総務課の地域安全班で一生懸命いろいろノウハウを付け、対応していきたいと思っております。

それと、先ほど伊藤議員のほうから災害対策本部がもしこの庁舎が駄目な場合にはどこへ設置するというご質問の中で、この災害対応マニュアルの中には本庁舎が使用不能な場合には海上支所に設置する、防災マニュアルには一応そう書かれております。どうも失礼しました。

以上です。

○10番（伊藤 保） 以上で終わります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（景山岩三郎） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

4項目の一般質問を行います。

1項目めは、地方創生について伺います。

地方創生につきましては、連日のように新聞などでいろいろな動向が報道されています。旭市では、まず緊急経済対策事業として、プレミアム商品券と紙おむつ給付事業が今回の議会に補正案件として提案されているところです。この後、来年度予算で本格的な地方創生の計画策定に市として取り組むこととなります。この地方創生について、国から市に示されているものはどのような内容か、また市はどのようにこれに取り組んでいくか、伺います。

2 項目めは、基金について質問します。

旭市の基金は平成25年度末で100億円を超えています。合併後の旭市はさまざまな事業を実施しながらも着実な財政運営で、基金の積み増しが毎年のように行われてきました。これは一つには合併算定替終了後の旭市財政への備えと、もう一つは将来の世代へ健全な財政を引き継ぐということで、明智市長以下、市が一丸となって取り組んできた結果であると思います。そういった中で基金の運用益ですが、元利の割には少ないのではと感じています。主な基金の残高と、どのような運用をされているのか、そして運用益はどのくらいか、伺います。

3 項目めは、看護師確保について質問します。

1 点目として、看護師確保対策について伺います。昨年12月議会で吉田旭中央病院事業管理者から、病院で看護師不足が問題になりつつあるという話をお聞きしました。そういった中で看護師確保対策の質問をする予定でありましたが、先日の高橋秀典議員の質問で回答がされました。その内容は、現在の中央病院の看護師数は855名で、7対1看護を充足する人数が確保されているが、さらに870名に増員する計画ということでありました。

そして看護師が退職する理由としては、結婚、帰省、出産、育児、介護、夫の転勤などであり、またその確保対策としては、1 番目に労働環境改善対策として看護補助員の確保、2 番目として保育対策として、病児・病後児保育の実施、3 番目として夜勤手当の2割増額、4 番目として大学生への補助金の増額、5 番目として長時間の日勤、また短時間の夜勤の採用などが挙げられました。

看護師確保対策としてこれだけの対策を打てば、かなりの効果が見込まれます。これを実施するに当たって、それぞれの予算額はどれくらいか、また合計額は幾らか、伺います。

2 点目に、独法化が看護師確保に及ぼす影響について質問します。独法化は職員が公務員から非公務員に変わります。このことが看護師確保にどのような影響が出ると予想されているか、伺います。

3 点目に、看護学校について伺います。社会人を経験してから転職の一つとして、看護師を目指して看護学校を受験された人はどのくらいいるか、またその可否はどうであったか、伺います。

4 項目めは、火災対策について伺います。

1 点目に、水利のない場所での火災対策について伺います。昨年12月、旭市岩井で大規模な豚舎火災がありました。この火災は水利から遠く離れており、手の施しようのない火災で、

ほぼ全焼してしまいました。この火災での被害状況と、このような台地等での水利のない場所に展開されている大規模な畜産施設などの火災に今後どう対応するのか、市はどのような検討をされたか、伺います。

2点目に、農業用水等が使えないか、伺います。東総用水などの農業用水が畜産施設の近くまで配水管が来ています。これを有効に使うことができないか、伺います。

3点目に、新たな水利の創設ができないか、伺います。これらの地区への新たな水利の創設として、水道を引いて消火栓を立ち上げるか、または防火水槽を設置することが考えられますが、その辺はどのように考えているか、伺います。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは地方創生についてということで、今市はどのように取り組むかということでお答えをしたいと思います。国から市町村に示された内容等は担当のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、地方創生についてであります。このたび、国において急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生法が成立し、人口減少や地方創生に取り組む姿勢が打ち出されました。

内容としまして、国より2060年に1億人程度の人口を維持することを目指した長期ビジョン並びに長期ビジョンを基に今後5か年の施策の方向性を提示する総合戦略が示され、市町村にも努力義務としてその策定が求められているところであります。

市の取り組みについてであります。まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、旭市も国や県の総合戦略を勘案しながら地域の実情に応じた施策について今後5年間の目標や短期、中期の基本的な計画をまとめるために、旭市総合戦略会議を設置し、計画を平成27年度中ごろまでに策定していきたいと思っております。

この戦略会議のメンバーであります。国の言われるように産官学金労言、各界各層からの代表をお願いしまして、旭市の将来についての議論をしていただき、そして目標、計画を作っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、国から示されている内容とどのような取り組みということで、もう少し詳細にご説明いたします。

地方版総合戦略の策定に当たりましては、基本的な考えといたしまして、一つとして、政策分野ごとに具体的な施策を記載するとともに、各施策の効果を客観的に検証することのできるため、重要業績指標、K P I といいます、を設定すること。二つ目として、P D C A サイクルを通じて、客観的な効果検証を実施することにより、必要に応じて総合戦略を見直すことが示されております。

次に、市の取り組みについてですが、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、旭市も国や県の総合戦略を勘案しながら……

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません、じゃこれは割愛させていただきます。

それと3番目になります、看護師対策の旭市の市のほうの予算内容について申し上げます。

看護学生入学支度金貸付金制度の具体的な内容ですが、将来、旭市内の医療機関に従事する希望のある4年生大学の看護学生を対象に、入学支度金40万円を貸し付け、卒業後2年以上従事した場合には返済を免除するものです。経費につきましては、平成27年度は看護学生22名を予定し、当初予算に880万円を計上したところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） 2の基金についてお答えいたします。

基金残高という質問でしたが、平成26年度当初の額でお答えいたします。基金の総額は121億9,933万1,666円であります。主な基金の額ですが、一般財政調整基金52億4,515万8,162円、庁舎整備基金15億163万9,688円、災害復興基金13億8,582万6,306円、地域振興基金22億9,992万1,955円となっております。

運用方法ですが、大口定期預金、国庫短期証券、千葉県債で運用しております。運用益は基金全体ですが、1,056万6,213円を見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは私のほうから、3の（1）、看護師確保対策、その対策とその予算額というご質問でございます。予算額のほうをご回答申し上げます。

まず、人材紹介会社を活用した採用活動、これにつきましては、来年度予算で2,000万円

を見てございます。あと看護補助員の増員のための来年度予算額につきましては、1億4,000万円でございます。あと院内保育所関係として、病児保育・病後児保育の実施及び院内保育所利用料の引き下げ、保育所運営委託費の増額等で1,200万円を見てございます。あと夜勤手当の引き上げによる給与費の増加として、約5,000万円を見てございます。あと4年生大学に通う看護学生の奨学金を月額5万円から10万円に引き上げることにによりまして、来年度の予算額は3,600万円を見てございます。

それで、それらの合計でこちらのほうで今見ている予算額につきましては約2億4,000万円ということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、看護師確保対策の（2）、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてと、それから（3）の看護学校についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてですが、独法化への移行に伴う、その後の看護師数の増減につきましては、独法化したしました他の病院の例を見てもさまざまところでございます。しかしながら、今回当病院が独法化しても、市が設置する公的病院としての性格は変わりませんし、それから共済組合へは加入継続となります。また、退職金につきましてもこれまでと同水準を想定しており、民間の医療機関に比べますと、やはり安定性はあるのではないかと考えており、影響はほとんどないのではないかと考えております。

しかしながら、独法化について不安を持っている看護師を含めた職員がおりますことも事実ですので、独法化への道筋が明らかになった段階で、独法化することで現在より待遇が悪くなることのない旨を繰り返し説明し、看護師のみならず職員全体の不安を取り除いていきたいと考えております。

それから、看護学校の受験生のうち、社会人になってから受験する受験生の割合はどのくらいか、また合格者のうち社会人の割合はどのくらいかということでございますけれども、まず受験者につきましては、平成25年度の受験者数188人中社会人の方は41名、21.8%です。それから26年度の受験者数145名中社会人の方は21名で14.5%となっております。

次に、合格者のうち社会人合格者の割合ですけれども、平成25年度の入試合格者数、これは一般選考の方の数でございますけれども、合格者53名のうち社会人合格者は6名で、11.3%、平成26年度の入試合格者数46名のうち社会人合格者数は3名で6.5%となっております。

ます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、火災対策についてということで3項目ご質問でございます。

まず、（１）水利のない場所での火災対策についてということでございますが、平成26年12月1日夜間に発生した火災は豚舎4棟約4,000平米を全焼し、同日深夜に鎮火いたしました。なお、約2,000頭以上の豚を焼損しております。

市街地以外の山林や畑地、田地等の火災防御に当たり、水利が近くにならない場合は、元ポンプと先ポンプの間に中継ポンプを入れて対応しております。距離に応じてホース延長は大変な作業となりますが、消火作業に非常に影響することであり、常備消防はもちろん、消防団についても年間を通じて中継訓練を10回以上実施しております。

ちなみに今回の火災では、最長でホースを89本使用し、中継ポンプを5台入れて対応いたしました。消防ホース1本の長さは20メートルですが、ホースの曲がり等を考慮しまして、1本15メートル計算で約1,300メートルの距離を延長したことになります。

（２）として、農業用水等が使えないかということでございます。昨年12月の豚舎火災におきましては、消防団が農業用配水管に部署して使用しております。現在、管内の農業用水施設には、東総用水、大利根用水、北総東部用水の三つがあり、いずれも管理する各土地改良区と用水施設の使用に関し、協定書の締結をしております。農業用水を緊急やむを得ない場合、地域防災の目的に使用することができるとするものであります。

貯水池とそこから田地や畑地に配管が整備され、田地は耕作期間、畑地は1年を通じて低圧の水が充填された状態となっております。ポンプ加圧時は0.4メガパスカル程度の圧があるとされています。しかし、常備消防では、通常確実に水利を求めるため、貯水池からの給水以外は使用しておりません。なお、配管から吸水するための媒介金具は形状が特殊であり、口径も小さいため、配備しておりません。現在は、海上地区の消防団に媒介金具が配備されているだけであります。

（３）ということで、新たな水利が創設できないかということでございますが、消防法の規定に基づきます消防水利の基準において、消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないとされております。消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならないとされています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 再質問いたします。

まず1番目の地方創生でありますけども、いろいろなこれから市が地方創生の地方版総合戦略、こういったものをいろいろな方々の意見を聞きながら策定していくということだろうと思います。そういった中で、こういった事業はこれまでも多く行われてきていることと思います。名前が違いましたけれども、そういうことの中で今があるわけでありまして、今後策定していくに当たりましては、今までとはまた違ったような効果を求められるような立案をしていただければというふうに思っているところでございます。

そういった中で、東京へ人口が集中しているという中で、それを是正して旭市でも人口を減らさないで確保していくといったような対策を講じていくと思うんですけども、今現在の、合併後の旭市の人口であります、わずかながら減少しているわけですけども、その減少の仕方なんです、自然の増減とそれから社会的な出入りの増減があると思いますけれども、その辺、どのような動きをしているのか、分けて答弁願えれば、お願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 合併後の人口動態という形で報告させていただきます。

まず、合併後の人口の自然動態と社会動態という形で、今人口、住民基本台帳につきまして、平成17年7月の合併時が7万1,527人、今年度1月1日の人口は6万8,020人ですので、合併後9年半で3,500人ほど減少しております。この内訳であります、まず自然動態につきましては、これは出生等の関係ですが、出生が5,109人、死亡7,486人で2,377人減少しております。次に、社会動態につきましては、転入が1万8,245人、転出1万9,375人で1,130人減少しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、自然動態、それから社会動態の数字をお伺いしましたけれども、自然動態につきましては、これは生まれる方と亡くなる方ということですが、こちらのほうがむしろ減っていく割合が多いんですね。2,300人ですか。社会動態のほうは1,100人、むしろ出ていく人は少ないというようなことで、旭市の人口が減少している中では、自然のほうの減少幅のほうが大きいということでありまして、自分のイメージとしましては、むしろ

る社会的な、大学へ行くとか、そういった形で出ていってしまう人が多いんじゃないかなというふうに思っていたわけでありますけれども、この数字を見ますとそうではなくて、転入してくる人も大勢いると、この9年半の統計では1万9,000人の人が出ていったわけでありますが、それにあれしまして1万8,000人余りの人がまた入ってきていると。この辺について市では、人口の動態、どのような方々がそういったことで移動されているのかということ进行分析されたようなことはあったでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 社会動態の分析ですが、現時点では分析を行っておりません。

平成27年度早々から着手する人口ビジョン、今地方創生の人口ビジョンにおきまして、社会動態を含む人口の現状、分析を行いまして、人口や年齢構成など、どのように変化してきたものか、またその要因はどのようなものであったか等を今後分析する予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そういった社会動態、旭市が一方では魅力のある市ということになると思うんですね。入ってくる人がかなりいるということで。こういったような内容といえますか、入ってくる人はどういう目的でこの旭市に入ってくる人が多いのかということをしつかり分析していけば、今後旭市として打つ手、そういうのが見えてくるんじゃないかなというような気がしましたので、これは一つの提案ですので、よろしくお願いします。

次に、基金についてですが、基金につきましては、この資料を手元にいただいてあるわけなんですけれども、地域振興基金、これは先ほど1年間の運用益が1,000万円余りだというような答弁でありましたけれども、地域振興基金だけで600万円くらいの運用益がありまして、これが突出しているわけなんですね。そのほかの基金につきましては、本当にわずかな微々たる金利といいますか、せめてこの地域振興基金並みに運用することができれば、元金が元金だけに相当、市にお金が入ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

アクションプランには、基金については確実かつ有利な方法で計画的な運用に努めると書かれているわけなんですけれども、今現在以上の運用方法というのは考えられないかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

基金の運用については、地方自治法第241条第2項で基金の目的に応じ、確実かつ効率的な運用にしなければならないということになっております。今お尋ねの地域振興基金は600万円運用益がありますが、ほかはあまりないということですが、地域振興基金につきましては、千葉県債を購入して運用しております。これが5年物で率が0.14、0.35という率でやっておりますので、ほかの基金から見れば運用益が多くなっております。ほかの基金につきましては先ほどご案内しましたが、大口定期預金、国庫の短期証券ということで運用しておりますので、率が今下がっておりますので、それほどの運用益が上がっておりません。今後ですが、長期の利用というか、そういうのを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、長期の運用を考えるとといったような答弁がありましたけれども、これまでといたしますか、この基金の運用状況を見ますと、ほとんど短期なんですね。ですので、必要のない基金といったらなんですが、当面使う予定のないお金につきましては、短期でなくて、ある程度長期の運用を考えてもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、いろいろ事情はあると思いますけれども、その辺の例えば育英基金ですか、育英基金なんかかなり短期で運用されていますけれども、育英基金はほとんど使わないで一般財源で手当てをしていると思うんですよね。そういった中でこの育英基金なんか長期の運用をしちゃって、そうすると恐らく何倍の金利が付くと思いますので、安い金利ですけれども、そのような考え方で運用をしていただければと思います。

もう一つ、基金の使い方の一つとしまして、地財法で、剰余金はその2分の1以上は積立金、要するにこれが基金ですね、積立金、または起債の繰り上げ償還に充てることになっていると、要するに市の借金の繰り上げ償還、市の借金については恐らく0.幾つというそんな数字では借りられないと思います。恐らく1%以上の金利がかかっていると思いますので、その繰り上げ償還に充てるほうがこれはもう断然有利だと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債の繰り上げ償還に充ててはというご意見です。通常の起債の繰り上げ償還につきましては、借入金に対する補償金が求められる契約となっているものもあ

り、繰り上げ償還の全てが有利であるとは限らない状況です。これまで、総務省等から補償金免除で繰り上げ償還できると指定された地方債については、随時繰り上げ償還を行ってまいりました。今後においても、借入金に対して補償金のない地方債などについて、金融機関との信頼関係に留意しながら、繰り上げ償還できるものについては繰り上げ償還を活用し、将来負担の軽減を図っていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、繰り上げ償還についてはもうこれ以上はできないというような、そういうことでしょうか。今現在の起債にかかわる繰り上げ償還というのは。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 政府系の金融機関から借りているものについては、この補償金がほとんど満期で借りたのと同じぐらいの数字が入っております。そんな関係で、総務省から繰り上げ償還の免除の許可がないと、返しても何にもならないということで、その他の地方銀行等から借りている分につきましては、補償金のないものもあります。なので、先ほど申し上げましたが、金融機関様も利益を見ておりますので、そういったところで信頼関係が崩れない範囲でできるものがあればやりたいということだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 何と言っているか、できるだけそういう形の中でできるものはやっていただきたい。よろしくお願いします。

続きまして、3番目の看護師確保対策について質問しますけれども、対策が多岐にわたって確保対策を打たれまして、予算的にも2.5億円ですか、2.4億円余り増額して、苦しい中対応していただいているということで、効果としては期待できるんじゃないかなというふうに感じております。この看護師確保対策の一つであります4年制大学の看護学校の学生への補助金の増額ですが、隣の銚子市の千葉科学大学の看護学部の生徒にも奨学金を当然出されていると思います。この科学大学に最も近い大きな病院というのは、旭中央病院であります。そのようなことから、将来ぜひ、まだ1年生しかいないようですが、将来的にこの科学大学の卒業生が中央病院で看護師として働いていただければ、これは本当にありがたいことだろうと思います。

このようなことから、病院、それから大学、お互いがよくなるような相乗効果が期待できるような連携といったようなものが考えられないかどうかということですが。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 千葉科学大学看護学部との連携についてのご質問でございますけれども、同じ二次医療圏にあります看護系の大学は銚子市にあります千葉科学大学のみでありまして、緊密な連携を図ることが大切と認識しております。このため、看護学部が創設されました本年度、昨年の4月から看護実習生30名を受け入れたところであり、来年度も引き続き可能な限りの看護実習生を受け入れる予定です。

また、今後大学から要請がありましたら、看護学部への講師等の、医者でございますけれども、医師を講師として派遣することや、それから新しい奨学金につきましても説明会へ出席してよりよい関係づくりに資していく対応を図っていくこととしております。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） すみません、先ほどの答弁の中で、1点ちょっと訂正させていただきたくお願い申し上げます。

先ほど2億4,000万円ということで合計ご回答いたしましたけれども、こちらのほう、2億5,800万円でございます。申し訳ございません。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ぜひ隣同士ということで、看護師確保のために、向こうの科学大学も栄えるような連携をぜひ取り組んでいただければというふうに思っているところです。

次に、2点目としまして、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてどうかと質問したわけでありまして、共済組合等には継続して加入をすると、退職金も同等に払えるといったようなことで、独法化で現在よりも待遇が悪くならないように考えているというような答弁でありました。

当然現在より待遇が悪くなっては困るということなんですけれども、先ほどもいろいろな看護師対策の中で予算が増額されたわけでありまして、公務員というのが一つ、マグネット効果ということですか、安心感といったようなことで、そういったマグネット効果があるというふうにこれまで言われてきました。私どももそういうふうに考えていたわけでありまして、これが外れた場合には、不足気味の看護師確保は民間との競争が激しくなるんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほども申し上げたとおり、独法化の移行に際しましては、公務員でなくなることににつきまして十分な説明を行いまして、職員の理解と協力を得てまいりたいと考えておりますので、その独法化における影響というのはほとんどないものではないかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、次の質問に移ります。

看護学校の社会人の受験者についての質問なんですけれども、受験者数は結構多いんですね、これ。データをいただきましたが、25年度は41名の方、26年度は21名、その前の24年度は55名の方が、社会人を経験してから看護学校の受験を目指しているということの中で、なかなか合格率は低くて狭き門になっているわけなんですけれども、試験の合否につきましては、現役と社会人経験者、一律の判定で行われているのかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在行っております試験につきましては、以前は逆に受験できないという、平成6年度以前までは年齢制限、平成6年までは22歳、それから14年度までは25歳、15年度までは30歳、それから16年度までは32歳、それで20年度から撤廃というような年齢制限を今までやってきておりますけれども、試験の内容につきましては、社会人であるかないかを問わず、全て公平に一律に実施しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 一律な判定で行っているというような答弁でありましたが、今社会人経験者の数字を見ても分かりますように、社会に出てからこの安定した職種をとということで、看護師を目指す方が大勢います。しかし資格を取らないと看護師になれないわけですし、資格を取るために看護学校を目指すわけなんですけれども、合格者が現役の学生と比べて少ないのは、先ほどの数字でもはっきりしているわけであります。

こういった方々に少しでも道が開けないかといったようなことで、質問させていただいているわけでありまして、社会人になってからの受験というのは、現役とは多少のハンデが考えられるということで、例えば高校卒業後5年間は高校で成績証明書というのが発行してもらえます。そういったものを参考にするとか、社会人経験者の受験に何らかの対応を

することができないかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今議員のほうからお話ございました。確かになかなか合格が難しい、それから推薦の枠にも社会人は入れないということもございますので、社会人枠の創設につきましては、来年度の入学試験の実施要綱の策定に併せて、ほかの看護学校の先進事例などもよく研究した上で検討してみたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ぜひそういったような取り組みをやっていただければと思います。少しでもこういった方々が看護師になりまして、旭市で看護師をやっていただけるということが、本人にとってもいいことですけれども、中央病院にとってもいいし、また旭市にとっても地域創生の少しの効果になるということだと思いますので、そういった取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、火災対策ですが、1点目はいいです。

2点目ですけれども、農業用水等が使えないかということで、農業用水の出口に海上の場合は、海上地区の倉橋と蛇園ですけれども、二つの消防の部は水をとるための金具を持っているわけなんですけれども、そういったものを使って少しでも対応できれば、ないよりはましというような考え方が一つにはあると思います。蛇園と倉橋だけではなくて、ほかのそういった関係の消防団にもそういったものを一応は配布しておいて、適宜訓練等もやっていただければというふうに思います。

この質問としましては、農業用水の管、太いの、細いの、元は太いわけなんですけれども、その辺から消火栓の立ち上げというのはできないのかどうかということなんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 常備消防としても有効活用できればと思ひまして、配管の途中に消防用の給水口を設けることが可能かどうかというようなことで依頼もしましたんですが、用途が違うということ、あと配管等に強度がないという問題があるということで、取り付けることは不可能という回答を得ております。

今後は用水施設がある地区の消防団には媒介金具を配備して、使用方法を指導しながら有効活用できるようにしていきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 水利がない場所で起きたようなああいった火災、初期消火ができればあれだけの大惨事にはならなかったのかなというふうに思っているわけでありまして、周辺には水がなかったということでもあります。そういった中で、農業用水がある程度近くまで来ているということですので、その辺の有効活用をもうちょっと研究していただければと思います。

次に、3点目の新たな水利の創設ができないかということなんですが、岩井東部の話なんですけれども、岩井東部も同じような環境の所でありまして、毎年この市の懇談会でも上水道布設の要望が出ているわけなんです、このような火災が起きた時の消防水利の必要性からも、そういった観点からも考えていただければというふうに思っているところであります。この岩井の東部地区、皆さんご存じだと思いますが、国道126号線と並ぶ旭市の大動脈の一つであります広域農道の沿線の地区になるわけでありまして、今現在まだ全線開通していないという中で、交通量も若干少ないのかなと思いますが、清滝トンネルができた暁には、恐らく大動脈として機能してくると思います。そういった面で、市としても一つの先行投資、そういった考え方も持っていただきまして、消防水利とそれから地域の皆さんの安全な水の供給と、そういった観点からぜひご検討いただければと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほどお話がありましたように、今までも地区懇とか、そういった所で要望があったわけなんですけれども、水道課としましては、将来的に清滝バイパスが完成し、家が建ってくるなどの需要を見きわめた上で、将来的に検討するというような考えでありますので、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（景山岩三郎） 続いて、宮澤芳雄議員、登壇願います。

（８番 宮澤芳雄 登壇）

○８番（宮澤芳雄） 議席番号８番、宮澤芳雄です。

平成27年第１回定例会におきまして一般質問を行います。

質問は大きく分けて８項目16点であります。

それでは質問を行います。

１番目の質問であります。出会いコンシェルジュについて。

旭市では、人口減少対策として旭市に定住していただく方に対し、定住促進奨励金の交付、不妊治療や子ども医療費の助成、また第３子以降の保育料の無料化などさまざまな対策を講じています。しかし、若い人たちが結婚して旭市に住み、子どもも増えないか、増えていかなければ人口減少に歯どめがかかりません。結婚を望む人たちに市では出会いコンシェルジュを行っています。大変素晴らしいことだと思います。

そこで、出会いコンシェルジュについて（１）としてこれまでの取り組みについて、（２）として出会いコンシェルジュの今後の方針について、２点お尋ねいたします。

大きな２番目、基金の運用方法ですが、これは先ほど島田和雄議員の質問でお答えいただきましたので、私のほうからはあくまでも確実で安心で、なお有効な方法でこれからも運用をしていただきたいと思いますようお願いをして終わりにさせていただきます。

大きな３点目であります。歳計現金の運用方法についてお尋ねをいたします。

歳計現金は、市税や交付税等が歳入の収入になり、支出までに資金が余裕になった場合、大切な公金を安全、確実、有利な方法で運用すべきと思います。平成26年度中にどのように運用しているのか、また26年度の運用益についてお尋ねします。

大きな４番目、自動車税の市役所窓口での納付についてお尋ねをいたします。

（１）として、制度の概要について、自動車税は県税ですが、旭市市役所窓口でも納付できると思います。その場合に、市に交付される手数料について説明をお願いいたします。

（２）として利用者の状況について喫緊の平成24年、５年、６年度の車の台数と納付額、

委託金額をお尋ねいたします。

(3) として今後の取り組みについて、市役所窓口で納付できることを知らない市民の方が多いと思われませんが、市としては市民に対して周知することができるのでしょうか。お尋ねいたします。また、職員に対してはどのようなのか、併せてお尋ねをいたします。

大きな5番目として防災について。

(1) として市民との連携について。

東日本大震災からあしたで4年になります。震災当日の3月11日以前に市では幾つかの市民団体との間で災害協定を結んでいました。そのことにより、災害から被災者と市民は救われました。特に市内建設業者の皆さんで結成された災害対策協力会との協定がなければ、被災地の復旧はかないませんでした。まさに市に先見の明があったわけであります。市の防災計画の情報の収集のところに、通信施設が使用不可能となった場合の措置として、アマチュア無線局との記載がされておりますが、将来的に市内のアマチュア無線クラブとの連携についてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

6番目の消費者被害の対策についてお尋ねをいたします。

(1) として、振り込め詐欺被害防止策の状況についてお尋ねします。

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、振り込め詐欺等、平成26年度の国の被害総額は約559億円で、前年と比べると1割増とのことであります。警察、メディア等あらゆる組織が総力を挙げて詐欺に遭わないための取り組みをしていますが、旭市としてはどのような対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

(2) 消費者被害の対策について。

近年、ラジオ等で過払い金問題について報じられていますが、市としての取り組みがありましたら、お尋ねをいたします。

(3) 消費者相談の状況については、説明をお聞きしましたので、質問で幾つか、再質問でお尋ねをさせていただきます。

続きまして大きな7番目、旭市三郷構想についてお尋ねをいたします。

平成28年までの計画期間とした旭市総合計画のリーディングプランである三郷構想、その中の交流の郷プランについてお尋ねをいたします。

(1) 現状について。

大原幽学史跡を活用した田植え体験では、大勢の人々が旭市を訪れ参加していただいておりますが、そのほかにも現在市で行っている交流事業についてありましたらお尋ねをいたしま

す。

(2) として、交流がもたらす経済効果について。

人口減少は、現状では歯どめがかかりません。そこで、交流人口を増やすことが地域の活性化へとつながると思われます。経済効果の算定は非常に難しいと思われますが、どれくらいの成果があったのか、これは参加人数で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

最後の質問であります。大きい8項目め、地域公共交通についてお尋ねをいたします。

高速バスの運行が始まり、東京に行くには非常に便利になりました。しかし、県内の移動や乗り継ぎで遠方に行くには、やはり鉄道を利用します。また、通勤通学には欠くことができません。

そこで(1)として、東京方面へのJRと高速バスの便数の推移について、比較のため数年分お願いいたします。

(2)として、同じく乗客数の推移についてもお願いいたします。

(3)利用者の利便性の対応についてお尋ねをいたします。

高速バスの利用者が増えているのには、格安な料金やバス停が近いなど幾つかの要因があると思われますが、その分のJRの利用者が減少しているのだと思われます。県内最南の館山市では東京湾アクアラインの開通で車での利便性が高まりました。しかしながら、それが全ての要因ではないとしても、JRの便数が減ったと聞きました。JR利用者の利便性として、市内四つの駅の中でも市の中心にあり特急が全て止まる旭駅には、駐車場が少ないという難点があります。

そこでお尋ねしますが、商工会隣の、以前土地開発公社で所有していた土地は、旭市七夕まつりのイベント会場などに使われていますが、年間ほとんど利用されていないと思います。何度か車が満車の状態でとめられていることを見ましたが、この土地の面積と、乗用車では何台くらいとめられるのか、また駐車場として利用するとしたら法的な制限はあるのか、お尋ねします。

以上8項目について質問をいたしました。

再質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） それでは、市民生活課から1番目の出会いコンシェルジュについての2点についてお答えいたします。

初めに、（１）これまでの取り組みについてのお答えをいたします。

若者の定住化や後継者の結婚対策等を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、また人口減少に歯どめをかけるために、平成19年度より旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュを設立し、今年で8年目となっております。この出会いコンシェルジュの会員は登録制となっており、平成27年3月1日現在、登録されている会員は男性269人、女性166人、合計で435人となっております。

平成25年度の出会いコンシェルジュの事業の実施状況につきましては、婚活パーティーや婚活セミナー等のイベントを13回実施し、286人の参加がありました。また、平成26年度は11回実施し、241人の参加となりました。基本的には、毎年月1回程度の開催を目標に実施しております。一般の方の募集を市の広報紙やホームページ、また雑誌等に掲載して募集を行っているところであります。

次に、（２）出会いコンシェルジュの今後の方針についてお答えいたします。

平成26年度では、結婚相談所のカウンセラーを講師に、婚活セミナーの実施や全国的に幅広く活躍しております恋愛カウンセラーによる結婚相談、婚活パーティーの際の企画、司会進行をお願いし、今までと違った形でイベントを実施いたしました。

そうしたイベントが参加者からも大変好評を得ているところであります。人数の多い企画のイベントにつきましては、専門の方をお願いをして実施することも、イベントの成果を上げていくためには大事であろうかと思っております。

また、近隣の市町との合同企画を積極的に実施しながら、1人でも多くの方がこの出会いコンシェルジュを通じて結婚につながり、人口減少に歯どめがかかるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） それでは、3、歳計現金について、4、自動車税の市役所窓口での納付についてお答えいたします。

初めに歳計現金ですが、歳計現金の運用については、地方自治法第235条の4の規定により、確実かつ有利な方法で保管することになっております。運用方法ですが、国庫短期証券と大口定期預金で運用しております。運用益は97万7,423円を見込んでおります。

続いて4、自動車税の市役所窓口での納付についてお答えいたします。

（１）制度の概要ですが、千葉県県税条例第6条に規定されており、市役所の窓口で取り

扱った収納金の100分の2に相当する金額が県税取扱費委託金として旭市に交付されております。

(2) 利用者の状況ですが、平成24年度は2,655台分で、9,784万6,600円の納付があり、委託金は195万6,932円でありました。平成25年度は2,976台分で、1億108万7,460円の納付があり、委託金は202万1,749円でありました。平成26年度は、1月末現在になりますが2,463台分で、9,130万8,100円の納付があり、委託金は182万6,162円であります。

(3) 今後の取り組みということですが、千葉県税でありますので、市役所の窓口だけに納めていただきたいという市民への周知は難しいと考えております。なお、職員への周知は引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 5番の防災について。その中で、通信施設が使用不能となった場合の措置として、市内のアマチュア無線クラブとの連携を考えているのかというご質問ですが、災害が発生した場合、災害対策本部と市民の連携は非常に大切な事柄であります。こうした観点から、自主防災組織の育成及び活動を推進し、また災害が発生した場合に、市内の各業者からの生活必需品を迅速に確保するため、数々の協定を締結しております。

また、的確な災害対策を行うためには、市として被災状況をいち早く把握するための情報収集が必要不可欠であります。そこで、市としては、電話等が通信不能となった場合のために、電波による無線機であります半固定型通話機57台、携帯型通話機33台、公用車車載通話機21台を各支所や避難所となる施設や小・中学校に配備しており、情報収集をすることとしております。

今後、さらなる情報収集の拡充に向けた方策の一環として、ご質問がありました通常の通信手段が使用不能となった場合などを想定し、市内のアマチュア無線を活用するなど検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、6番目に消費者被害の対応についてということで、2点ほどご質問いただきました。ご回答させていただきます。

一つ目の振り込め詐欺被害防止策の状況でございます。

架空請求と言われる身に覚えのない料金請求、あるいは社債などの架空の金融商品の購入

を持ちかけをした詐欺的商法によるトラブルに対しまして、消費生活センターでは相談対応による被害救済としまして、啓発による被害の未然防止、これらに取り組んでおります。

相談体制としましては、ご承知のように消費生活の資格を持った専門の相談員、これを5名の方に現在委嘱をしてあります。平日の9時から4時までセンターの中で2名の相談員が専属で相談を承っております。

架空請求などの詐欺的商法の相談の場合、センターでの助言あるいはあっせん、業者とのやり取りのほか、これらでなかなか解決が見出せない場合につきましては、警察あるいは弁護士、こういうところと連携をとりながら、個々の状態に応じて対応をしておるところでございます。

被害防止策としましては、広報紙あるいはセンターだより等でトラブルの事例の紹介あるいはリーフレットの配布等で啓発を行っております。

さらに、このところ健康食品の送り付けによる相談、こういうものが入っております。そういう時には防災行政無線、これを活用させていただきまして注意喚起をやっておるところでございます。

さらに、議員のほうから過払い金問題に対してというご質問がありました。

ご承知のように過払い金、グレーゾーン金利というんですか、そういうようなことで、これにつきましては、複数の業者の方から借り入れしている、そういう事例が多くあります。あるいは年収の少ない方がそういう問題に陥っている。そんなことで、ここでは多重債務問題、一つご紹介をさせていただきたいと思います。市でやっておることということです。

市の中で、実は平成25年から市役所の内部に旭市多重債務者支援連絡会議、これを設置しております。このメンバーとしましては、税を扱うあるいは使用料を扱う、そういう関係各課の職員の集まりでございます。年に研修会あるいは打ち合わせ会議等を行っております。特に消費者問題に明るい弁護士を呼びましての研修会、そういうものを開催しております。25年に実は旭市多重債務者生活再建マニュアル、ちょっと分厚い資料なんですけど、それを800部作りまして全職員に配布をしております。この冊子を使いまして、多重債務に陥った方が生活再建のために必要なさまざまな市の制度あるいは国の制度、県の制度、そういうものをまとめてあります。それを活用しまして、多重債務に陥るような方に対しての救済の一つのマニュアルとして作っております。そういうものを活用して旭市、市が全力で、冊子の上には市役所の総合力をもって多重債務者を解決しようと、そういうタイトルで書いてございます。そういうようなことで連携をとってやっておるところでご承知いただければと

思います。特に弁護士先生につきましても、消費者問題に強い方と弱い方がいるんですね。特に強い先生方のリストも弁護士会からいただいております。その道に精通した方という、そういう方にも来ていただいて、消費者が相談に行けない方には逆に弁護士が来ていただく、そういう制度もございますので、そういう取り組みをしているということで回答させていただきたいと思います。

もう一つ議員のほうから、最後の、地域公共交通についての商工会館北側の駐車場を利用できないかというご質問をいただきました。

ご承知のように旭市の駅から南側に、約、距離的には350メートル、商工会館の北側の広場、ここはご承知のように市の所有でございます。以前、旭市土地開発公社が持っておりまして、現在市で、商工観光課で管理をしております。面積的には2,189平米、約663坪の広さでございます。

現在の利用は旭市商工会館へ来ました来客者の駐車場、これが主でありますけれども、七夕まつりのイベント会場、そういうものにも使っております。仮に駐車場とした場合には、乗用車1台当たりの必要な面積の目安、これが資料では7坪と言われているわけですが、これから試算しますと94台。ただ、うちの職員が、形状がいろいろちょっとう不整形の部分があります。そういうようなことで土地の形状から区画線を引いてみますと、約65台くらいが適当な数かなというふうに考えております。そういうようなことで、駐車場の台数は以上でございます。

また、法的な規制ということがあったかと思います。法的な規制につきましては、私どものほうでは駐車場法あるいはバリアフリーの新法、そういうものが法的な制限があるのかなと。ただこれは、許可というよりも届け出ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、7番目の旭市三郷構想についての1番、交流事業の実施の現状について、それから2番目の交流への参加人数についてお答え申し上げます。

交流事業ですが、主な事業といたしましては、観光面では、袋公園桜まつりや、いいおかYOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展、七夕市民まつり、また農業面では、いきいき旭産業まつり・ふるさとまつりひかたや、海上産業まつり、幽学の里で米作り交流事業、さらにスポーツ面では、向太陽杯パークゴルフ大会や、しおさいマラソン大会、ママさんバレーボール大会などを実施しております。

参加者の人数はどのくらいかということの答えを申し上げます。

袋公園桜まつりですが1万5,000人、いいおかYOU・遊フェスティバル12万人、砂の彫刻美術展6万8,200人、七夕市民まつり12万7,000人、いきいき旭産業まつり・ふるさとまつりひかた6万2,000人、海上産業まつり4万人、幽学の里で米作り交流事業1,137人、向太陽杯パークゴルフ大会157人、しおさいマラソン大会3,506人、ママさんバレーボール大会445人であります。

続きまして8番目です。

地域公共交通につきまして、（１）東京方面へのＪＲと高速バスの便数の推移についてということと、２番目の乗客数の推移についてお答え申し上げます。

まず１番目の、東京方面ＪＲと高速バスの便数の推移ですが、まずＪＲ旭駅の過去５年間の現状を見ますと、平成23年に上りの普通列車が１本増えておりまして、その後は現在と変わらず、１日当たり、上りの普通列車が22本、特急列車が５本で、下りは普通列車が22本、特急列車が６本運行しております。

続いて高速バスですが、こちらは運行を開始した平成３年には往復８便でしたが、少しずつ増便いたしまして、平成13年からは、現在と同じく１日当たり往復22便となっております。

次に、乗客数の推移ですが、まずＪＲと高速バス、それぞれ５年間の乗客の推移についてであります。ＪＲは旭駅、干潟駅、飯岡駅を合計しますと、平成21年度は268万2,020人、22年度は264万410人、23年度は258万2,010人、24年度は256万840人、25年度は263万8,950人で、この５年間で約４万3,000人減っております。

利用者については、震災の影響と考えられますが、平成23年度に大きく落ち込み、現在も震災前の水準には回復しておりません。

続きまして高速バスですが、市内には８か所のバス停がございます。これらを合計いたしますと、平成21年度は14万3,347人、22年度は14万2,400人、23年度は14万8,815人、24年度は15万1,844人、平成25年度は15万75人で、この５年間で約6,700人増えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○８番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

１番目のこれまでの取り組みについて。

これまで出会いコンシェルジュのイベントに参加して結婚した人の数は何人くらいになる

のかお尋ねをいたします。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） これまでのイベントに参加して結婚した方の何人いるかということですが、平成19年度から平成27年2月までにこのイベントに参加して結婚の報告があった人数ですが、事務局に報告のあった方のみとなりますが、66人となっております。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、今66人ということですが、市外からイベントに参加した女性の人数は何人あるのでしょうか。また、結婚した女性のうち市外から本市に嫁いだ女性がおられましたら、人数をお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） お答えいたします。

平成26年度に実施したイベントに参加した女性の参加人数でございますが、110人でございます。そのうち、旭市内の参加者は51人で、全体の46.4%。旭市外からの参加者は59人で、53.6%となっております。

また、出会いコンシェルジュのイベントで知り合い、結婚された方については16組32人となっております。16組のうち、旭市内同士で結婚された方は8組、旭市外の女性と結婚された方も8組となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

すばらしい成果が上がっているようでありますけれども、それでは2番目、今後の方策、方針ですけれども、これまで参加者の少ないイベント等もあったと聞きますが、今後の対策としてはどのようにお考えなのか、1点お尋ねさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。
市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 今後の対策ということでございます。

今年の1月でございますが、初めての試みといたしまして、県の出先機関である、海匠、香取、山武、3地域振興事務所の担当者と各市町の担当で研修会を開催し、現在の問題点やこれからのイベントの実施方法等について検討をしたところであります。

今後も、イベントの実施方法の検討や近隣市町、県との連携を図りながら、この出会いコンシェルジュの事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、引き続き頑張っていたきたいと思います。

私たちの結婚適齢期といいたうでしょうか、いつが適齢期とかはあれですけれども、自分が結婚するころには仲人さんという方が大勢いらっしやったんですね。それである程度の年齢になって結婚していないと、もうそちらの方が非常にやかましく、まだ嫁にいかないのかと、まだ嫁来てないのかと、いろんなそういうふうに関心される方がいた時代、本当によき時代であったと思いますけれども、近年はやはりいろんなさまざまな環境の変化からでしょうか、なかなか媒酌人という方がいらっしやいません。そういった中で、結婚していない人にとってはこれこそが本当の今頼れる唯一の出会いの場といいたうでしょうか、そういった場であると思います。ぜひとも今後とも力を入れて取り組んでいただきたいと、私からもお願いをいたします。

（発言する人あり）

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2番目は先ほど済みましたが、説明お聞きしましたので、3番目の歳計現金について再質問をいたします。

運用益97万7,000円ほどあるとの回答でございましたが、近年、定期預金等は預け入れ利息が大変下がっています。基金等と違い、歳計現金は資金計画を立て、短期間で運用しなければならぬと思います。当然担当課ではそれらを含んで運用していると思いますが、資金計画や運用先の選定方法などはどのように行っているのか、今年度の実施方法でお聞かせいただきたと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

資金計画、選定方法ということですが、各課から提出されました四半期ごとの収支見込みを取りまとめた資金計画と前年度の収支状況を参考にして、余裕資金を見きわめ、運用しているところであります。

運用先の選定方法ということですが、大口定期預金については、起債相当額と相殺できる範囲内で利率のよいところに預けております。その他、余裕資金が見込まれる場合は、国庫短期証券を購入して運用しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、再々質問をさせていただきます。

本市、旭市は、効率的な財政運営を行っており、歳計現金が不足することはないと思います。一部の市町村では財政運営が厳しく、一時借入金等を行っていると聞いていますが、基金の運用と同様に歳計現金の運用に当たっても、安全、確実、有利な方法で運用されなければならないと思います。期間的に歳計現金に余裕がないと運用できません。運用に当たって注意されている点ありましたらお尋ねをいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） お答えいたします。

運用に当たっての注意すべき点ということですが、十分資金計画を精査し、歳計現金の余裕資金を見きわめ、運用に注意し、引き続き確実かつ効率的な運用に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

市民からの納税等の歳計現金、今後も安心、安全、確実な、また有利な方法で運用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

自動車税の市窓口での納付について、これはどこの市でも納付は実施されていることなのでしょう。分かりましたらお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

自動車税の収納事務を行っている市町村ということですが、千葉県自動車税事務所に問い合わせしましたところ、23市町村という回答をいただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ということは、取り扱いをしない市町村があるということですが、その理由について何か分かりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） 同じように千葉県自動車税事務所に聞きましたところ、理由は分からないという回答をいただきました。なお、近隣では銚子市と香取市がこの事務を取り扱っておりません。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

近隣、行っていない市町村もあるということで、そんな中、旭市の会計課では対応してくださっているということで、大変感謝いたしたいと思います。

それでは、（２）の再質問をいたします。

市役所窓口で納付する場合、1件当たりに要する時間は大体どのくらいかかりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

1件当たりの時間ですが、一、二分だと思います。ほとんどが1分以内にやっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

各支所でも納付は可能だと思いますが、納付の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） お答えいたします。

各3支所でも納付をいただいておりますが、支所ごとの納付件数については統計をとっておりませんので、全体でうちのほうに來ますので、各件数ということは分かりませんのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これからも市民が納付しやすい窓口として継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、5番目の質問に入ります。

総務課長よりお答えをいただきました。再質問いたします。

東日本大震災の折に東北地方の被災地で全ての通信手段が不通となり、アマチュア無線クラブの皆さんの通信で緊急車両等が誘導された例もありました。市内には現在、干潟リピーター愛好会、そこには57名の会員がいて、市内在住が28人ということであります。これまでも災害時には情報の収集と提供に努めてくれています。今後、市との連携が図れば、強い力となるはずであります。引き続きご検討を願いたいと思います。回答は結構です。

次の6番目、消費者被害の対策について再質問をいたします。

振り込め詐欺等、いつの世でも被害者は高齢者が多いということであります。高齢者が被害に遭わないための対策として、市で何か対策がありましたらお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、ご質問の高齢者が被害に遭わないような対策ということで、現在センターの中では、高齢者が被害に遭わないように、身近な人の見守り、これが必要というようなことで一つ事業を行っております。これはどのようなことかということですが、旭市消費生活サポーターという制度をつくりました。現在40名の方がボランティアで登録をしております。このサポーターにつきましては、市からいろんな情報をサポーターの方へ送ります。そのサポーターの方は、結構高齢な方が多いわけですが、もらった資料をそれぞれの地域の中で、こういうことがあったから気を付けようねという、サポーターから地域で、みんなで遭わないような運動をしよう、そういうようなことで取り組んでいただいている、そういう事例がございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは次、市ではさまざまな対策をとっているようですが、被害防止策で一番やはり効果を上げているのは防災無線だと思います。これは、近隣の市町では旭市ほど即効性のあるといいますか、被害が出たらすぐに防災無線を流すと、こういったことは

なかなかできないようでありまして、自分も驚いたんですけれども、旭市は縛りがなく、すぐに防災無線を流すというとなんか被害に遭わないと、これは本当にありがたいことだと思います。

そのほかにも、防災無線以外でまた取り組みがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在センターのほうでは、一つ悪質な、消費者が被害に遭わないような形ということで、一つ取り組んでおりましたことを報告させていただきます。

悪質な電話勧誘によります高齢者の消費者被害、これを防ぐために、昨年度、25年度に国の全額補助金をいただきまして、これは消費者庁でございますけれども、ここのモデル事業としまして、録音予告機能付き通話録音装置という、電話機の所に、これからの話の内容は録音しますよという、そういう機能を付けました。これを国がモデル的にやってみたいということで、市内で100の世帯にご協力いただきまして、1年やってみました。これが結構効果があるということで、あのまちはどうもここは危ないなという、そういうことも新聞にもこういう取り組みを掲載していただきまして、やったと。

現在、このモデル事業も1年経過しましたがけれども、引き続いて設置をしていただいている世帯もございます。そういうようなことで、国の支援もいただいてやったということでご報告させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

（2）の消費者被害のところで1点お尋ねしたいと思います。

市では、本当に幅広く幾つも、被害に遭わないような対策を講じてくれていますけれども、本当に効力のあるというのは、まず自分が気を付けて、家族が隣近所がという、こういったことが最も効力があると思うんですけれども、地域間同士で何か取り組みがあるようでしたら、一つお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから地域間同士でということで、例えば集落と集落がということはなかなかちょっと把握はしてございません。

ただ、一つだけ、ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、消費生活センターの窓口をぜひ知っていただくというのが我々大きな仕事かと思っています。あるいは、例えば電話で何かおかしい電話があった時に、例えば相談員がいる時は、センターのほうへ取りあえず相談していただくとか、先ほどこんな電話があったけれども大丈夫なんだろうかみたいな、そんな連絡もいただきたいなど。まずは、センターを知っていただきたいということで、実は昨年、国の交付金を活用させていただきまして、トイレトペーパーに消費生活センターに相談くださいという、そういう印字をしまして、それを各公共施設に使っていただくと。必ず座っていただくと自分で使って何か書いてあると、それは必ず見ると、そんなことでまずは消費生活センターを知っていただく、その番号をぜひ何かメモをしておいていただく、そんなことで我々は考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） トイレトペーパーですか。なかなか考えますね。うちわに以前こういったことをやったことがあるんですけども、うちわが山になってどこかに置かれていたところを何回か見たことありますけれども、さすがにトイレトペーパーであれば毎日使うことですから、持って帰って使っただけの分、これは素晴らしい取り組みだと思います。ありがとうございました。

続きまして、（3）に移ります。

消費生活センターは、平成23年4月1日、まさしく商工観光課長、センター長でしょうか、開設されたわけではありますが、平成26年までのわずか3年間で相談員の数が3名から5名と、週延べ6名から10名ということで増員をされております。これは、非常にきめ細やかな対応ができるようになったのかと思われます。相談窓口で特に配慮をされていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 相談活動を行う際の特に配慮ということで、消費生活相談では特に秘密の保持に細心の注意を相談員は払ってございます。相談員の中には、トラブルを家族に知られたくない方、こういう方もいます。このような方には、安心して相談いただけるように、間違っても家族のほうへ電話連絡で、昨日相談があったんですけどもみたいな、そういうことは言わないと。また、助言した後、どのような結果になったか、これをちゃん

とフォローしようということで、相談者がトラブルや悩みを解放され安心して暮らせるような、そういうようなことで最後まで見届けるような、そういう仕組みを作ってください。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） よく聞く話ですけども、相談者、待っているばかりではなくて、相談を受ける側が出向いて行って、早い話が出前講座といいましょうか、そういったことも大変に効力があるという話を聞きますけれども、そういった関係の事業というか取り組みはありますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、出向いて行ってということで、一つ報告させていただくのは出前講座でございます。集まっていた所に、相談員なりうちのほうの担当の職員が行きまして、いろんな勧誘の手口やあるいは対処法を教えるものでございます。大体年平均しまして6回程度呼ばれて行っております。特に、最近、昨年度やった中で、これは効果的かなと思ったのが、実はシルバー人材センターの会員、約100名、何か会員の会議があったと、そこに呼ばれて、その中で相談員あるいは職員から今こういう手口がありますよと、そういうことを話をさせていただいた。そうしますと、シルバーの方々がよそへ仕事に行った先で、旦那さん気を付けましょうねという、そういう口から口へ伝わっていくと、そんなことで、そういうシルバー人材センターにもご協力いただいて取り組んでいるということで報告させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 現在、消費生活センターは北側に、線路から見える配慮だと思うんですけども、大きな看板が1年くらい前から出されました。現在では、場所が場所ですから道路から見えるというなかなかそういった対策も取りづらい、またあまりそういうふうな看板というのもまた問題があるのかと思いますけれども、電車から非常に見える、これは現段階では最善の方策だと思います。しかしながら、数年後に新庁舎が完成した折には、ぜひ庁舎の中にこういった部署を置いていただきたいと、これは総務課長にお答えいただきましょうか。お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 市民の利便性は新庁舎における重要な要件の一つと考えております。

議員のご質問の消費生活センターについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。実は、この消費生活センターに関して、いろいろなことを勉強していましたが、一つ思ったんですけれども、これ実は干潟町の時ではこういったものはできなかったと思うんです。合併した後、何か合併してちょっとつまらないなという話があったりしたことも聞きますけれども、実はこういう合併したからこそできた取り組みというのが、この10年の中でたくさんあるわけなんです。こういったことはどんどんPRしてもらって、有効に市民のために活用していただければありがたいと、そういうふうに思います。よろしくをお願いしたいと思います。

次の7点目の、三郷構想について再質問をさせていただきます。

交流事業として以前、農水産課がこれは主体だったんでしょうか、農産物をPRする目的で市外の少年野球のチームを、東京都のほうからも来ていたんですけれども、少年野球大会を実施していたことがあります。私も審判員として参加させていただきました。本当にファイトあふれるプレーをした選手たち、はつらつとした姿、今でも忘れられません。特に、最優秀選手賞で米1俵もらった子どもがいて、本当にあの子どもの喜んだ顔というのは本当にすばらしいものがあつたと、今でも強く印象に残っているところであります。当然ながら、本人もチームも保護者も今でも旭市のことをすばらしい思い出に思ってくれていることと思います。この事業というのは、今はもう行っていないのでしょうか。1点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 以前、野球大会、農水産課のほうで、私の知っている限りでは3年くらいですか、やっていたんですけれども、何か聞いたところによりますと、今はやっていないということで、いろいろほかにも大会があるというようなことで、やっていないということは聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

今これお尋ねしたのは、交流事業、確かにいろいろな成果があると思うんですけれども、

未来ある、市内、市外を問わず、青少年に夢と感動を与えるような事業は、やはり計画していただければ素晴らしいんじゃないかと思うんです。数多く計画、実施していただきたいと思いますけれども、これに対して何かご返答がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今野球大会のほうはやっていないという状況ですけれども、現在は、先ほども言いましたけれども、向太陽杯ゴルフ大会や、しおさいマラソン大会、それからママさんバレーボール大会など、スポーツ交流は継続して行っております。

今、野球ではありませんが、市のソフトボール協会では、本年の8月に関東小学生男女ソフトボール大会を、市内の施設を利用して開催されるということです。市のイベントではありませんが、このような民間主催の大会も本市で開催していただけると、これが、交流がさらに図られるというもので、期待しているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） スポーツのイベント等、確かに多く開催していただいていることはよく存じ上げております。そんな中で、また青少年に関する事業をこれからもぜひ検討していただきたいと、これは要望させていただきます。

それでは、（2）の再質問をさせていただきます。

先ほど人数を教えてくださいましたんですけれども、合計人数が出ていないので、それはまあよしとします。イベントに参加者なんですけれども、こういう再質問なんです。

国土交通省の中の観光庁では、定住人口1人当たりに対して市外から旅行者を招いた場合の試算がされておりまして、その1人当たりの人数が定住人口に対して何人であるかという試算がされています。観光交流人口増大といいますか、そういった経済効果を発表してくれているんですけれども、2012年の試算で市内の定住人口1人当たりの年間消費額は120万円と試算されています。この年間消費額を基に、訪日外国人、外国人旅行者、それから国内旅行者1人1回当たりの消費額で割り返すと、外国人旅行者で換算すると11人分、それから国内旅行者が宿泊者で換算すると26人分、日帰りの旅行者だと81人分が、この市内に定住されている人口1人分に相当するという試算を出されているわけでありまして。

そういった中で、先ほど人数をお聞きしたのは、ちょっと今計算できないんであれですけ

れども、確かに市内の参加者もあると思いますけれども、大変な人数の方が旭市に恐らくおいでになっているわけですね。これ、後で私も計算してみますけれども、それからすると、この交流の郷のイベントというのは大変すごい成果を出しているわけであります。私、そのところを強調したかったんです。この交流、確かに三郷構想の中でも3番目に位置する交流事業なんですけれども、この試算からすると本当に大変な成果を出している。そういったことで、これからも頑張っていたきたいということで、この質問をさせていただきました。

また、もう一つ、こういった県内で取り組みがありますので、ちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、本県、都心に非常に近いということで、県内の市町村が皆さんよくご存じだと思いますけれども、多くの人を呼び込むための対策の一つとして空き家バンクというものを設置して、格安の家賃で定住してもらうか、またセカンドハウスとして利用していただいて、地元の食材を使った料理等を堪能してもらう取り組みなどを行って、今大変な人気を呼んでいるところであります。

しかし、本市ではまた違った取り組みがあります。また、この秋にオープンをする道の駅季楽里あさひは、まさにその取り組みの中で市内の名所の紹介や、安全で新鮮な食材の提供など大勢の人を呼び込む最大の拠点となると私は思います。オープン前から本当にこの季楽里あさひにはいろいろなお話がありますけれども、本当に前向きな考えであれば、大変な市に対して効力、効果があるものだと思います。新しい施設、今から駅長の手腕に期待をさせていたきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

地域公共交通についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁を頂戴しましたので、1点だけ再質問させていただきます。

できることなら、先ほどの駐車場ですけれども、整備して駐車場に使っていただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。イベント会場として利用するため、車止めの設置はできませんけれども、安全面に配慮して区画線やや広めにとれば、駐車場の妨げにはならないと、そしてまた自動料金の機能を設置して価格の格安の料金等で利用していただければ非常にいいのかなと、そういうふうなことを思います。また、商店街や商工会の来客者には無料券を発行などと、いろいろこうやれると思います。これは回答は結構ですので、今後検討の課題の一つとしていただければありがたいと思います。

それでは最後に、旭駅の利便性ということで、現在までに取り組みがありましたら、最後に企画課長、一つお願いいたしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） J Rの利便性についてということでのご質問にお答えしたいと思います。

今、市では県と関係市町村で組織いたします千葉県J R線複線化等促進期成同盟におきまして、終電時刻の繰り下げや施設の整備など、J Rを利用する市民の利便性を確保するためのさまざまな要望活動を行っております。

また、長年、旭駅への設置要望でありましたエレベーターにつきましては、整備事業に市からも支援を行い、昨年12月26日に供用が開始となりました。また併せてスロープ等の整備も行われましたので、誰もが利用しやすい駅となり、利便性が向上しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 最後の最後に1点だけ、例の商工会の隣のスペースといいましょうか、車は現在とめられているんですけれども、これに対して何か違法駐車だとかという取り締まりとか、そういう制約は現在ないのでしょうか。1点お尋ねしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、うちのほうでは管理しておりますけれども、イベント広場というような形も一つっております。ただ、有効活用ということで、駐車場、例えば商工会の3階で会議を、これは役所も借りておりますけれども、そういう際には駐車場として使う場合には事前に届け出を、許可を申請をしていただく。

最近多いのは、中央小学校ですか、あそこは駐車場が少ないというようなことで、学校行事の時にあの駐車場を使っただく、そういうようなことで活用はしてございます。

ただ、夜閉めるとかそういうことは一切今しておりません。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 長い間の質問、多岐にわたりまして本当にありがとうございました。

最後に1点、私の思いもありまして、お話ししたいことがあります。

実は、今定例会の開会日、2月27日、自分が誕生日でした。めでたく、めでたいのであるか悲しいのであるか、還暦を無事に迎えました。周りを見ますと私の同年職員、今年で退職をされます。長い方では42年間、まさに行政にささげた人生であったと思います。本当に長

い間お疲れさまでございました。まさか、私も思っていたんですけども、大震災というのは歴史の教科書で学ぶものだと思っていました。自分の命あるこの時代にあんな大きな震災が来るとは思いませんでした。職員の中には、大勢被災された方もいました。しかし、自宅に帰ることなく、市民のためにその職務を全うされたんです。私は、あの震災は職員の力がなかったら絶対に立ち直れることはなかったと、本当に今でも思っています。本当にありがたいと思います。そういった職員が退職に当たって、私も今市民の代表という立場でここにいます。改めて、同級生にエールを送りたいと思います。長い間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。これまで得た知識と、そしてまた経験を、これからも市のために生かしていただきたいと思います。また頑張ってください。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時31分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第39号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の議決についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） ご苦労さまです。

ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し上げます。

追加議案は、市長より提出のありました議案第39号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第1回定例会議事日程（その3）、本日3月10日火曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第39号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、議案上程。

議案第39号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第39号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,720万円を追加し、予算の総額を312億5,390万円とするものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第39号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,720万円を追加し、予算の総額を312億5,390万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページは、歳入歳出予算の款、項の補正額ですので説明を省略し、内容は事項別明細書により説明いたします。

3ページをお願いいたします。第2表は、繰越明許費補正です。この3事業につきましては、国の補正予算に伴う事業であることから、繰り越しの追加設定をお願いするものであります。各事業についてはこの後、歳出で説明いたします。

次の5ページと6ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、7ページの歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金6,817万円の追加は、説明欄1、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増であり、補助率は10分の10となっております。

18款1項1目繰越金1,903万円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

8ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費5,881万4,000円の追加は、説明欄1、地方創生先行型事業であり、主にまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略策定業務などに係る経費の新規計上と、平成27年度分を前倒しする道の駅建設工事の一部である情報発信板の設置及び人口減少対策事業である定住促進奨励金を計上するものです。

4款1項3目母子保健費573万7,000円の追加は、説明欄1、妊娠・出産包括的支援事業であり、主に少子化対策事業である特定不妊治療費助成金等について、平成27年度分を前倒しして計上するものです。

9ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費2,264万9,000円の追加は、説明欄1、観光振興事業であり、主に地域活性化対策として観光PR事業に関する経費を計上いたしました。主なものについては、10ページをお願いいたします。一番上のパンフレット作成委託料ですが、道の駅の開設に合わせた旭市の観光ガイドブックの作成経費や、19節負担金補助及び交付金の観光振興事業補助金として、来年度新たに発足する予定の観光物産協会が実施する旭市の観光物産をPRするためのホームページ作成に係る補助金の新規計上と、一番下になりますが、観光誘致に結び付く特産品開発事業に対する費用について、平成27年度分を前倒しして計上いたしました。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第39号について、質疑はありませんか。

高橋利彦議員の発言を許可いたします。

○21番（高橋利彦） それでは、8ページの地方創生先行型事業、13、15、19ですか。この詳しい内容についてご説明いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、8ページの地方創生先行型事業のうちの13節、まず委託料2点ございます。コンサルティング委託料、それから総合戦略策定支援事業委託料。まず、コンサルティング委託、これにつきましてその概要をご説明いたします。

これは、小さな拠点形成事業ということで、事業費720万4,000円を計上してございます。この事業は旭市の宝、また地域の特性とも言える旭中央病院につきまして、病院周辺にヘルスケア産業の集積、それから地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、関連事業者の誘致をして、小さな拠点を形成することについての調査研究等を行うことを目的としております。本年度、本市でも策定予定の地方総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策として、一つとして仕事づくり、二つとして人の流れ、三つ目として結婚、出産、子育て、四つ目といたしましてまちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれています。とりわけ仕事づくりは、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す最重要分野であり、十分に位置付けることが必要とされております。本市も先述どおり、旭中央病院を中心として魅力ある、また良質な雇用の創出を図り、旭市における地方創生の核となるような事業となるよう、調査研究していきたいと考えております。

それから、下の総合戦略策定支援事業委託料であります。998万6,000円です。これにつきましては、平成26年11月28日にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、同法第10条に基づき、市町村も国の総合戦略を勘案して区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、今後5年間の目標や短期、中期の施策の基本的な計画等をまとめ、いわゆる地方版総合戦略を定めるよう義務付けされました。市においても、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、多方面の分野からの参加、協力が必要なことから、住民や産官学金労言、産業界、行政、大学、金融機関、労働団体、マスコミ等で構成する推進組織を設置し、戦略を策定していく必要があります。今後、総合戦略を策定するに当たっては、市の実情に応じた基本目標及びその目標を達成する具体的な施策や実施事業について、推進組織の意見を伺いながら設定していきたいと考えております。

それから、3番、15の工事請負費です。これは、当初予算にも盛り込んであって、主要事業の概要でも説明したわけなんです。情報発信の観点の中に、道の駅の中に60インチのデ

ディスプレイ、テレビ画像のようなものですね。そこをタッチするといろんな情報、市の情報であつたりとか観光情報、そういったものが見られるという、そんなものを本事業の対象として計上したものです。

それから、19の負担金及び補助金、これは定住奨励金やっております、これ44件分を、これがその交付金の対象となるというような確認がとれておりますので、ここで予算計上したものです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この19の委託料ですが、今年の予算にも委託料というのがかなりあるわけですね。それで、私が思うのには、市の実情を知らない業者が果たして市の実態をつかんだ中でこの計画を練れるのか。そういう中で今までも行政でやってきた計画、よその市町村へ行ってもあるんですよ。金太郎あめみたいなことになっているんですよ。ですから、こういう委託、なぜ市でできないのか、市でできないなら逆にやらないほうが私はいいと思うんですよ。その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 確かにコンサルティング委託料がいろんな形での委託が増えていく。これは、これからの計画の中で、来年の10月くらいにはコンサル、基礎データをつかむということになります。ですから、短期間で例えば旭市の人口ビジョンを策定する必要がありますので、やはりこういったデータ収集等にたけているコンサルティングの調査とか分析、これを委託せざるを得ないというか、私どもではちょっと不可能かなと。これは27年度中にもう完成させて、28年度にはそれを新規事業として計上していくという、短期間での対応になりますので、そのようなことからコンサルティングの委託というものを計上したものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） データ収集といえど、外部のデータ収集をやっても結局ここにはこういうふうにするんだよという計画を作るわけでしょう。そのためには、やはり旭市のデータをつかまなくてはならないわけですよ。旭市のデータを何で業者が把握できるのか。やっぱり幾ら立派なこういうコンサルに頼んで立派な資料を作っても、やっぱりお粗末なものでも

いい、旭市の実情に合ったこういう戦略的な構想ですか、それを作るべきだと思うんですが、その辺どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この事業、昨年の12月に決定されて、本当にばたばたと国の政策が流れてきました。この中で、私どもが長期ビジョンとして2060年に人口が1億人を、その人口を保つような国の政策を受けています。それを受けて市町村が、その対応によって自分たちの人口が減らないような施策展開ができるかどうか、その辺のこれから分析をしていくわけです。細かい詳細については、まだ勉強も足りませんので、高橋議員にうまい回答はできないんですが、その辺を業界筋のやはりこういうコンサルティングがノウハウを持っていると思います。ですから、短期決戦での資料収集と、この総合戦略、やはり膨大な事業量になるのかなと思っています。そんなことで委託、これはこの交付金の対象になりますので、計上させていただいたという現状です。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、コンサルとかアドバイザーとかという部分に頼るという部分かなりあって、私自身としてももう少しできないのかというような部分もいつも考えているところでありますけれども、今回の総合戦略、地方版の地域総合戦略というようなことで計画を立てるのは、来年度、27年度いっぱいということでありまして、そしてまた今地方の英知、アイデア、やる気、そういったものを結集しながら、国に計画を立てていかなければ、これから二十年先、三十年先の旭市のまちづくり、一步遅れてしまうのではないかなというようなこともありまして、今この時点で計画を立てるために支援をしていただく。当然職員も一生懸命それと一緒にあって、これからの十年後、二十年後の旭市を、相談をしながらやってもらうことは当然でありますけれども、その中で国に上げる資料とかいろんな部分、ただ単にいろんな機関を、医療機関とかいろんな部分を持ってくるというだけでは、本当に当然そういった現実味が帯びてこないわけでありまして、そういったほうのことについてもコンサル、アドバイザー、そういったものに少し手助けをしてもらおうかなという、そういうような考えでありまして、昨日も滑川議員からのお話がありましたように、中央病院の周辺、これからやはり旭市の将来のまちづくりのためには、中央病院と道の駅、そこの辺の岩盤規

制といひましようか、土地利用の問題も含めながら、いろいろな知恵をおかしたいだきたいと、
そういうようなもので今回計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はござひますか。

伊藤保議員の発言を許可いたします。

○10番（伊藤 保） 10ページの観光費、パンフレット作成委託料。道の駅に置くということ
とでござひます。ブック型ということで、新しいタイプになると思ひますけれども、1冊の
単価と何冊予定しているのか、お聞ひします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、10ページのパンフレット作成委託料599万4,000円で
ござひます。

一応、観光ガイドブックということで、3万冊。1冊の単価は185円、これに消費税とい
うことで積算してござひます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

ほかに。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今185円ということで話をいたしました。これは道の駅だけじ
ゃなくて、広く外に対してです。極端に言ひますと、来年度の予算でいろいろな高速道路が
開通すると、そういうことで、そういうサービスエリアにも職員が行きまして、旭市へ来て
いただきたい、そういう際にぜひ使つていきたい、そういうふうを考えています。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

木内欽市議員、許可いたします。

○18番（木内欽市） 衛生費、3款の妊娠・出産包括的支援事業、ちょっと具体的に説明を
お願ひします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、妊娠・出産包括的支援事業、これは事業名につきましては、地域創生に係る事業名でありまして、来年度予算のほうで計上してございます育児支援事業であります、いわゆる。この目的でありますけれども、妊娠、出産、育児に関する知識の普及と子育てに関する悩みに対応することで育児不安を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援することを目的とする、こういう事業であります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほど不妊治療とかとおっしゃいませんでしたっけ。それ、入っているんでしょう。それで、その下にある次のページの特定不妊治療費補助金って、今年度つきましたね。それと同じようなものと理解していいんですか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） これはこの不妊治療を含めての事業であります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これすごい予算つけてもらって、近隣の市では本市が初めてだと思うんですよ、多分。ですから、一般の人はこれを意外と知らないと思うんですよ、まだ。昨年まで何件ぐらいあったのか分かりませんが、そんなになんないんじゃないかなと。そういった意味で、この今の包括的支援事業、また573万円ついたわけですから、こういうのはある程度広報なり何なりにもう少し、せっかくこういういいシステム、これよそにないやつですから、やっていただければと、このように思います。

というのは、先ほど宮澤議員が質問した出会いコンシェルジュありますね、これできた時は結構新聞が大きく取り上げてくれたんです。大衆日報なんか大きく写真入りで取り上げてくれて、これで一気に会員数が今四百何名ということで、非常にいいと思うんですよ。ですから、こういうようなもう少しアピールというか、そういうのをしていただけたらと、このように思います。いかがです。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 大変失礼いたしました。重複しての計上はございません。

まず、議員のご質問の件ですけれども、どのように広報をしたか。

いや、その前に今年度の利用状況であります。現在、27名の方がご利用いただいております、現在もう2人の方と協議中でございます。

広報につきましては、ホームページはこれもちろんでありますけれども、千葉県のホームページにも旭市が特に独自の措置をしているということで、クリックすると私どもにつながるような形にもなっておりますし、最初の不妊治療の窓口になります保健所のほうにも案内チラシを置いてございますし、また広報あさひにつきましては、スペースがある限り毎月載せるような形でお願いをしているところであります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

林晴道議員の質疑を許可いたします。

○1番（林 晴道） では、8ページの企画費なんですが、先ほど言っておりましたコンサルティング業務委託料、これに関して職員の方はどのような関与をしておるのか、その辺のところをちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

もう1点、観光費、パンフレット作成委託料、これも先ほどありましたが、何種類のものを何冊ぐらい作るのかというのはもう決まっておるのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） コンサルティング委託に対する職員の関与ですか。これは、そのデータ収集、データ分析によって施策の方向決定は職員が行います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、10ページのパンフレットの作成でございます。

先ほどご説明しました3万部作りまして、1冊あたりは185円。種類は1種類を予定しております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） コンサルティングの委託なんですけれども、毎回このような形で同じような事業で出てくるかと思うんですが、職員の能力が高まったことによって、高めることができたのであれば、頼んだり経費を削ったりとかということも可能だと思うんですよ。職員が一緒になってやって、職員の能力を高める、そういう取り組みができないのかなと思うんで、そのことに関してちょっとお伺いしたいと思います。

それからあと、観光費のパンフレットの作成委託料なんですが、このパンフレットを作ることによって、今市内にある全体のパンフレットのうちの何割程度が新しくなるものなのか。

それから古いパンフレットに関してはどのような取り扱いをするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回の長期ビジョンの中で、人口動態を分析するわけです。その辺のデータによって、やはり国で、先ほども言いましたが、2060年に1億人を確保しようと、それによって、要はその流れは旭市にもこの10年間ぐらいで3,500人減っていると。それを歯どめ、どうかけられるかということをこれからやるわけです。その辺のデータ分析、それは人口だけじゃなくて施策もそうなんです、その辺の資料を、一緒ということはないんですが、業者委託の中でできる範囲でそれは収集していただくと。

最終的には、先ほど私、職員と言ったんですが、戦略会議、先ほど言った6つくらいの業種からの。そういう方の意見を聞きながら、要はこれから4月から10月という、その短期間で一気に仕上げなければならないということが今回急務だと思います。ですから、そういう中で、やはり持っている力、業界の持っている力を貸していただいて、職員もそこには参画して、それから市民の代表の方々もやって、完成させるということの中では、共同体というような形にもなると思うんですが、やはり民間の業者のコンサルティングを使わないと難しいというような判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） パンフレットの件でございます。

先ほどもちょっと使う所を話をしました。特に3万部は多いというお考えの方もいるかと思えますけれども、実はこれが本当に我々適正と思っております。例えば、酒々井町なり木更津市のアウトレットですか、そういうところからもパンフレットを送れということで、送らないと旭市だけがあいちゃってますよみたいな、そういうようなことで有効活用をしてございます。3万部は旭市に来た方よりも来ていただきたいというようなことで、よそでどんどん配っていききたいな、そういう思いがございます。

それと、古いパンフレットをどうしているという部分があったかと思えます。ほぼ廃棄処分を我々はあまりしてございません。大体使う量ですか、そういうようなことで。ただ、パンフレット、いろいろなイベントも載せてございますので、新しい情報でないと逆効果が生じてしまいます。そんなことで、作成に当たっては適正な印刷、それに心がけていきたいと

思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、コンサルティング業務委託料のほうなんです、これ地方創生が国のほうで決まってから、もう全国的に同じことやっているそうなんです。全国的にこの行事がバブルで、どこの業者も忙しいと。そういう中において、何とか職員の方の能力を上げてもらって、やっぱり旭市の特性を生かしたような、そういうようなコンサルティングに持って行ってもらいたいと、そういうふうに思うんで、やっぱり旭市の特色を出すような、そういうような枠組みができないのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○1番（林 晴道） いいですか、続けて。

それから、もう1点商工費。

○議長（景山岩三郎） はい、どうぞ。

○1番（林 晴道） 一緒にいいですね。

なんです、そういうことであれば、やはり空港だとかいろんなそういう観光地に置いていただくことがいいと思うんですが、市内でどのぐらいを使って、市外にどのぐらいを想定しているのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、地方創生、戦略策定というようなことで、全国1,700余り自治体が一斉に動き出しているというようなことでありますけれども、まさしくそのとおりでありまして、今1,700余りの自治体がどれだけのものをやれるのか、今アイデア比べというようなことで恐らく27年の10月ころにはほぼ全国的に集まってくると思います。

そんな中で、やはりそれこそ道の駅ではありませんけれども、きらりと光るような、そんな旭市の将来ビジョン、そういったものを作るために、先ほども申しましたように戦略会議を開きまして、産官学金労言といいましょうか、そういった関係者の皆さん方お集まりをいただき、そしてまたそれに職員を十分これまでの旭市、どういった方向でいくのかということとをそれぞれ考えているわけありますので、そのことも十分戦略会議の中で議論をしながら、恐らく10月までには作り上げなければ、国は恐らく採択といいましょうか、その事業についていいと思うものには予算を回すということになろうと思いますので、そういった部分で、人の先に計画を上げたいという、そういうような思いもありますので、それと10分の10、

国の先行型の予算でありますので、そういった部分もご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） パンフレットをどこで置くかということで、先ほど3万部ということで、私どもの課の中では、市外には3分の2程度、市内には3分の1。ぜひ旭市に来ていただきたい、そこに重点を置いて配布したいなと、そういうふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第39号の1議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表（その2）の1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 9分